

（申請枠）

### 申請枠区分

通常枠

### 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回

（申請枠）

### 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることになっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について  
申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について  
公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし  
確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）  
規程類の後日提出について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について  
同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について  
兼職がないことを確認しました

#### ■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人国策研究会

団体代表者 役職・氏名

理事長 土居征夫

分類

（申請枠）

法人番号	団体コード
<input type="text"/>	<input type="text"/>

申請団体の住所
<input type="text"/> 東京都中央区日本橋1丁目17番4号 永田ビル5階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合
<input type="text"/>

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します
-----------------------

**2.連絡先情報**

部署・役職・氏名
<input type="text"/>

担当者 メールアドレス
<input type="text"/>

担当者 電話番号
<input type="text"/>

**3.コンソーシアム情報**

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する
--------------

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般社団法人世界のための日本のこころセンター	井上 淳也	非幹事団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

<input type="text"/>
----------------------

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

**4.事業情報の登録・事業関連書類の提出**

事業名

<input type="text"/> 「日本再生てらごや」の全国への普及
--

事業の種類_第一階層	事業の種類_第二階層	事業の種類_第三階層	支援の分野_文字列表示
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

支援分野\_活動支援団体

<input type="text"/>
----------------------

## 休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

## 基本情報

申請団体	資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	「日本再生てらこや」の全国への普及	
	事業名（副）	てらこや価値の再興で若者の成長を支える国民運動	
	団体名	公益財団法人国策研究会・一般社団法人世界のための日本のこころセンター	コンソーシアムの有無
事業の種類1	①草の根活動支援事業		
事業の種類2	①-1全国ブロック		
事業の種類3			
事業の種類4			

## 優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
<input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
⑨ その他	
<input type="radio"/> (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
④ 働くことが困難な人への支援	
⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
⑥ 女性の経済的自立への支援	
⑨ その他	
<input type="radio"/> (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	

## SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	持続可能なライフスタイルを確立するためには、専門智だけでなく統合智を獲得することが不可欠であり、知識や論理での学力（非認知能力）だけでなく、人間性や真の人間力（非認知能力）の獲得のための教育が不可欠と考えられます。申請事業は、このような社会課題の解決をターゲットにするものであります。

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	271/200字
国策研究会の目的は、民主主義の原則にしたがい、いかなる政党および団体にも所属しない自主独立の立場において、内外の重要諸政策に関する総合的調査研究を行い、会員相互の親睦と協力のもとに公明適正なる政治・経済上の国民的指導方針の確立に努めること。世界のための日本のこころセンターの目的は、日本が長い歴史の中で培ってきた「こころの文化」が、これからの日本社会、さらには人類社会を構築していく希望のビジョンにつながるものであることについて、国内外の各層の人達と意見交換を行いつつ学び合う機会を整備し、もって、今後の日本と世界の持続的発展に寄与すること。	
(2)団体の概要・活動・業務	226/200字
国策研究会の主要業務は、会員懇談会、講習会等の開催、内外重要問題に関する情報ならびに資料の提供、機関誌および各種調査研究の発刊等。世界のための日本のこころセンターの主要業務は、①日本型リベラルアーツによる次世代リーダーの養成のためのオンライン塾（自啓共創塾）の運営、②現地・現物の現実に五感で触れる体験を参加者同士や地域の協力者と共有する中で、「感じる力」「気づく力」を高め、人間力を育む五感塾研修、③その他「日本のこころを学び合う」イベントや講演等。	

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/1	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	日本再生てらこや全国ネットワークへの参加団体、参加希望団体 <a href="https://www.nihonsaisei-terakoya.org/index.html">https://www.nihonsaisei-terakoya.org/index.html</a>					(人数)		
最終受益者	暗記型のペーパーテストで学ぶ学力（認知能力）を超えて、人間性、人格、生きがい、感性、身体智、徳性等（学校では学べない非認知能力）を高めたいと希望する、こどもと親（家族）、地域社会の方々					(人数)		
事業概要	「日本再生てらこや」とは、<1> こども中心の主体的な学びの仕組みをもつ<2> こども・親・社会の三者が可能な限り参加者となる<3> 祖先から未来の子孫につながる縦の絆に気づく学びの場である という3要素を踏まえたてらこや活動です。子どもたちや学生たちを「起点」とし、同心円状に大人たちの輪が広がっていくことで、世代・地域・職業などで多様な人々がつながりながら、地域内外の関係人口の拡がりを生み出していく、新しい視点をもった自治システムの創出と次世代人材の育成につながる日本社会の実現をめざします。この「日本再生てらこや」の活動は、高齢者や若い世代も含むボランティアで実施されています。てらこやの場所の確保、人的運営の在り方、実際のプログラムの作成と実施、その他の点で困難な課題も多く、新しい日本社会実現のニーズを満たすためには、各団体がネットワークで情報を共有しつつ、互いに協力し、金銭的課題や非金銭的課題を克服し、求められる社会課題を解決するため全国各地に同様のてらこや活動を普及・拡大していく必要があります。					457/600字		

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	515/1000字
最近の教育環境、社会環境の変化から、産業人も含め大人から子供まで、お金と物だけで回る価値観の中で呻吟しています。「世のため人のため」というこれまでの日本で重要とされた考え方よりも、「今だけ、金だけ、自分だけ」という価値観が拡大しすぎてしまったため、社会に不安が広がり、世界や社会に貢献しようとする次世代人材が育ちにくい環境となっています。これは全国的な現象ですが、とくに経済的競争の激しい大都会では、核家族化等の家庭環境もあって、子供たちは受験勉強に追われ厳しく暗い時代を過ごさざるを得ません。このような状況となった背景には、保護者や社会人の価値観の太宗が、金と物の世界で成功することだけになってしまっていることがあります。世界的に見ても、今日の日本の若者は押ししなべて自己肯定感、自己効力感が乏しく、自信をもって将来に立ち向かう「こころの基軸」が十分形成されていない状況にあります。シンギュラリティ的に変化する世界や社会の流れに対応できる日本の次世代リーダーの育成には、テストで評価される「認知能力」を超えて、物事に対する考え方、取り組む姿勢、行動など、日常生活・社会活動において決定的に重要となる「非認知能力」の養成が不可欠です。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	257/200字
教育を提供する側の行政を含めた官・民の関係者が社会の隅々まで縦割りで、複雑で巨大な構造となり、それぞれが既得権社会になっていること等の要因で、政治や行政だけでは教育環境の改革が進まない状況となっています。初等教育の内容が画一的で多くの子供たちが不登校になっている最近の事態は極めて深刻です。例えば、ペーパーテストで高得点をとる学力だけで評価される多くの国立難関大学の入試が変わらず、高校以前の教育が受験のための学力の向上だけに向かうこととなり、人間性や人間力等非認知能力を養う環境がきわめて乏くなっている状況です。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	280/200字
(1) 4年前から、日本型リベラルアーツによる次世代リーダーの養成のためのオンライン塾（自啓共創塾）を運営し、毎年40人前後とこれまで累計100名強の卒塾生を輩出して、現在四期目の塾を開催中です。（2）昨年から、自啓共創塾（15歳以上の学生と社会人による年長組でらこやと位置付けられます）の延長線上で、15歳未満の子供と親も対象とする「日本再生でらこや」の活動団体と共に「日本再生でらこや・全国ネットワーク」を立ち上げ、HPを作成して活動の全国展開を開始しています。（3）現在さらに、大学入試改革の国民運動の実施に向けて発起人加わりその準備に参画しています。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	277/200字
社会環境の変化や核家族化のため孤立しがちになっている若い世代の親と子どもや地域社会の人々が、一緒に学び合って前向きに生きる力を獲得し、また世界・人類の明るい未来のため、自由でのびやかなゆるぎない心で日本ならではの貢献をしていく次世代リーダーの人づくりのため、「日本再生でらこや・全国ネットワーク」に集まる「日本再生でらこや」の各団体の活動を支援し、子供たちや子育て世代の大人に対する学びの場が、効果を挙げてその目的を達成すると共に、子供の個々の特性に応じた成長を支援する教育環境の提供を促進するこの活動が日本全国に広がるように応援をしていくことです。	

### IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
3年間で47都道府県に「日本再生でらこや」が普及することを目指し、参加団体数（現在40前後）を5倍前後に大幅に拡大し、各団体の活動が、本事業の資金支援と非資金的支援の実施により、地域や社会のニーズにあった非認知能力（人間性や人間力等）を備えた人材を多数輩出し、日本社会の人づくり環境が抜本的に改善される事態が明確に見通される状況となることが期待されます。この事業と並行して開始される「教育改革国民運動（当面緊急課題として大学入試における「面接」必須化をテーマ）」により、大学が「研究」ばかりでなく現状以上に人材を育成する「教育」を重視し、ペーパーテストで判定する認知能力だけでなく、表層的な規準化が難しい非認知能力を「面接」で評価することが急速に進むことになれば、高校以下の学校教育や幼児教育のあり方が受験技術一辺倒から解放されます。学校教育のシステムではすぐにこの事態への対応が難しく、「日本再生でらこや」による学校教育等を保管する社会的な取り組みが急がれる事態になります。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体入100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
「日本再生てらこや・ネットワーク」の既参加団体、新規参加団体合わせて、概ね50団体程度の実行団体を募集して、各団体の事業が、前述した地域における人づくりに大きく貢献することになります。対象となる塾生の子供や親の学びへの効果だけでなく、運営に関与する学生や若者、高齢者の雇用の拡大にも資し、日本社会の人づくり環境が急速に改善される端緒となることが期待されます。		一年後に50団体で1000人（1団体平均20人の塾生）以上の人材育成が始まり、卒塾生のネットワークにより、この活動が幾何級数的に拡大する端緒となることを目指します。	現在の「日本再生てらこ・全国ネットワーク」の参加団体は40団体前後、参加中の塾生は〇〇名前後（アンケート調査により塾生、卒塾生の意識調査等から事業の成果を測定する）		参加団体と新規参加予定団体から選ばれた50団体がモデル事業を展開、参加塾生は1000人以上、卒塾生ネットワーク〇〇〇名前後（アンケート調査により塾生、卒塾生の意識調査等から事業の成果を測定する）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団体入100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
概ね50団体程度の実行団体の事業が、地域における人づくりに大きく貢献することになり、日本社会の人づくり環境が急速に改善される端緒となることが期待される。とくに資金支援団体によるHPを活用した塾の教材、講師の融通と交流の仲介を支援する努力、リアルな伴走支援による塾の機能の向上は、そのアウトカムを質的に大きく向上させることとなります。		※実行団体目標数 50 ※プログラム内容（教材、講師、運営管理のあり方等について、日本再生てらこやの定義への適合性（その十分性の程度）※開催頻度が一定以上（例毎週一回、1時間以上）	採択後、既会員団体の実態を調査します		※実施団体の決定が30～50 ※プログラム内容が一定の水準以上に確保される ※開催頻度が当初より増加する

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目 1団体に対して20万円の助成（継続助成なしを前提）として、1年目：50団体 × 20万円 = 1000万円の資金支援がなされることにより、50団体のモデル事業がスタートします。	時期 実施団体の活動開始は2025年中、年々活動が拡大されることを期待。	88/200字
---	---	---------

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援 実行団体の組織基盤強化のため、活動の目標設定、人的基盤（運営管理、教材、講師等）の確立に向けた支援、自主財源を含めた財政基盤の確立等について伴走支援します。環境整備のため、SNS（HP等）を活用したプログラムや教材、講師の他団体との融通と交流、リアルな伴走支援による塾の諸機能の向上、日本再生てらこや・全国ネットワークのHP活用して各団体の情報発信とマッチングを強化します。企業・行政とつなげる活動として、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを活用します。	時期 2025年中に開始し、資金的助成（1年間）が終了した後も伴走支援等を行います。	230/200字
---	---	----------

#### V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	日本再生てらこや・全国ネットワークのHPの活用、実行団体への助成が決定した段階での記者発表、色々な機会の活用を活用した広報（自啓共創塾の活動を通じた広報、大学教育改革国民運動の記者発表（年一回総会後に予定）の機会の活用等）を行います。手段はリアル、オンライン双方の活用、資料配布、機関誌への記事掲載等を含みます。なお、国策研究会は、不偏不党の全国の会員（産業界からは経団連、経済同友会、商工会議所、中小企業団体とも会員ネットワークを形成）に月刊機関誌（1000冊）を送付、月二回の会員懇談会を開催しています。	254/200字
連携・対話戦略	自啓共創塾に関連して、日本型リバーラーニング推進委員会 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]（[REDACTED]が共同議長）のネットワーク（講師、アドバイザー、卒塾生を含む）、大学改革国民運動イニシアティブの関係者（企業経営者有志、[REDACTED]、[REDACTED]氏等の支援者）のネットワークと連携し、助言を得て、日本再生てらこやの実行団体を支援します。PO等人的体制の充実等事業実施の各面についてJANPIA様との連携を希望します。	236/200字

## VI. 出口戦略・持続可能性について

助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください

資金分配団体	<p>大学において、ペーパーテストで判定する認知能力だけでなく、画一的な規準化が難しい非認知能力を「面接」で評価することが一般化し始め、これに対応する高校以下の子供、学生、親、学校、私塾等の「非認知能力」の学びの機会として「日本再生てらこや」活動へのニーズが高まり、前述の社会的課題に応える解決策として貢献し始めます。資金分配団体としては、HP等を活用した伴走支援を継続することにより、2年目以降の実行団体の事業、組織の自立化が図られ、それが公教育の改革にも反映し始めると期待します。</p>	239/400字
実行団体	<p>実行団体への1年限りの助成が終了しても、資金管理団体の伴走支援が継続されること、さらに活動への社会の期待の高まりなどもあり、参加塾生の確実な増加が期待されます。実行団体への参加塾生の増大により、適正な会費が支払われ、運営側の人的体制の整備、プログラムの充実により、日本再生てらこや事業が大きく拡大し、事業、組織の組織の自走化が見通される環境になると期待します。公的施策との関係では、学校教育における対応を促し、子育て支援政策においても、その資金的な制度や仕組みの充実を、コンテンツ面で実効あらしめることになると期待されます。先生と子供の関係、教科書とテストの関係を超えて、社会及び社会人の関与、家庭の関与、学びの姿の変革（学ぶ者の自主性を前提とする啓発教育、農業体験を含む自然体験による五感の学び等々）を通じて社会全体の人づくりへの環境が変わる契機になると期待されます。</p>	385/400字

## VII. 関連する主な実績

### (1) 助成事業の実績と成果

中間支援組織としての助成事業の実績はありません。自啓共創塾、日本再生てらこや・全国ネットワークの事業は、若干の企業の支援と自己資金で賄われております。

75/800

(2)申請事業に関する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

770/800

2023年5月13日（土）に、新設のこども家庭広の後援で「日本再生てらこや・全国ネットワーク」第一回イベントを、公益財団法人国策研究会として主催しました。

子供たちや子育て世代の大人に対する学びの場を提供している日本全国の33団体の参加により成功裡に開催されました。参加団体より、実施中・検討中の活動の紹介、早期に全国に同種の活動が及ぼすための方策の検討が行われました。

2023年12月4日（月）に、日本再生てらこや・全国ネットワーク（世話人代表・公益財団法人国策研究会）の主催により、希望する地方自治体（全国市町村）との間での意見交換のイベントを開きました。冈

#### VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	50	158/200字
(2)実行団体のイメージ	日本再生てらこや全国ネットワークに参加している団体と今後新規に募集する同ネットワークへの参加予定団体から申請を受付、審査委員会により50団体を実行団体として採択する。審査基準は「日本再生てらこや」の三要件を満たすこと、その事業内容が、運営体制、プログラム内容、参加塾生数（親と子）が一定の要件を満たすこと等とします。	7/200字
(3)1実行団体当たり助成金額	一団体20万円	7/200字
(4)案件発掘の工夫	記者発表による広報、「日本再生てらこや・全国ネットワーク」HPによる広報、教育改革国民運動の推進委員（賛同者）のネットワークでの案件発掘、地方自治体への広報を通じた案件発掘	86/200字

#### IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	公益財団法人国策研究会の理事長、「日本再生てらこや・全国ネットワーク」の事務局長である会員、事務局長、事務職員が、一般業務と兼務で対応、専任者の新規採用を行う。同時にコンソーシアムで協力する一般社団法人の代表理事、「日本再生てらこや・全国ネットワーク」の共同事務局長、事務局員が兼務で対応、専任の新規採用も行う。				156/200字													
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>2 名</td> <td>予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存PO人数</td> <td>1 名</td> <td>予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td>国策研究会の他事業との兼務想定</td> </tr> </tbody> </table>				人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	3	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)		既存PO人数	1 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	国策研究会の他事業との兼務想定
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載														
3	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)															
	既存PO人数	1 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	国策研究会の他事業との兼務想定														
※資金分配団体用					47/200字													
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	JANPIAのご指導により、規定類を整備し、ガバナンス・コンプライアンス体制を整えて参ります。																	
(4)コンソーシアム利用有無	あり																	

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2025/05/01	～ 2027/04/30
資金分配団体	事業名	「日本再生てらこや」の全国への普及
	団体名	公益財団法人国策研究会・一般社団法人世界のための日本の こころセンター

	助成金
事業費	46,000,000
実行団体への助成	39,100,000
管理的経費	6,900,000
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	2,300,000
資金分配団体用	2,300,000
実行団体用	0
合計	72,300,000

## 1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	10,000,000	16,000,000	20,000,000	46,000,000
実行団体への助成		8,500,000	13,600,000	17,000,000	39,100,000
－					
管理的経費	0	1,500,000	2,400,000	3,000,000	6,900,000

## 2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	0	0	0	0
その他経費	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000

## 3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	500,000	800,000	1,000,000	2,300,000
資金分配団体用	0	500,000	800,000	1,000,000	2,300,000
実行団体用					0

## 4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	18,500,000	24,800,000	29,000,000	72,300,000

## 資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

### (1) 事業費の補助率

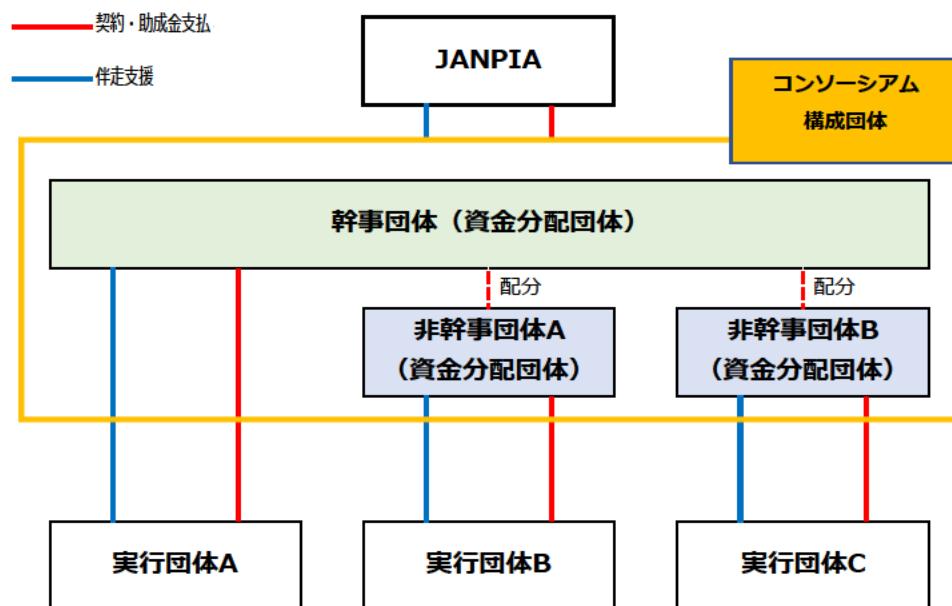
	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

## (2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

# コンソーシアム実施体制表

図2 コンソーシアムモデルB（全部型）



幹事団体は、公益財団法人国策研究会

リソース面から本コンソーシアムの中核とする。

産官学国民各層からなる会員企業を有し、不偏不党の立場で、  
内外の重要諸政策に関する研究機関。

非幹事団体は、一般社団法人世界のための日本こころセンター

事業に関する専門性を持つ。

日本が長い歴史の中で培ってきた「こころの文化」が、これからの日本社会、  
さらには人類社会を構築していく希望のビジョンにつながるものであると考え、  
国内外の各層の人達と意見交換を行いつつ学び合う機会として、  
日本型リベラルアーツによる次世代リーダーの養成のためのオンライン塾  
(自啓共創塾) を運営、過去3年で100人超の卒塾生を輩出。

その蓄積を、15歳未満の「日本再生てらこや」の全国的な普及に活用。  
「日本再生てらこや・全国ネットワーク」(HP) は、現在以下の体制で運用中

世話人

[REDACTED]

[REDACTED]

事務局長

[REDACTED]

共同事務局長

[REDACTED]

## 団体情報入力シート

### (1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	国策研究会				
郵便番号	103-0027				
都道府県	東京都				
市区町村	中央区				
番地等	日本橋1-17-4 永田ビル5階				
電話番号	03-6262-5771				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="http://www.kokusaku.or.jp">http://www.kokusaku.or.jp</a>			
	その他のWEBサイト(SNS等)				
設立年月日	1933/10/01				
法人格取得年月日	1950/04/01				

### (2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ドイ ユキオ
	氏名	土居 征夫
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3)役員

役員数 [人]	30
理事・取締役数 [人]	15
評議員 [人]	13
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

### (4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	116
団体正会員 [団体数]	116
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	176
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	142
個人その他会員 [人]	34

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	内閣府

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

## 団体情報入力シート

### (1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	一般社団法人世界のための日本のこころセンター				
郵便番号	231-0023				
都道府県	神奈川県				
市区町村	横浜市中区山下町				
番地等	98-810				
電話番号	090-8101-9617				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://www.jpkokoro.com/">https://www.jpkokoro.com/</a>			
	その他のWEBサイト(SNS等)				
設立年月日	2019/2/1				
法人格取得年月日					

### (2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イノウエジュンヤ
	氏名	井上淳也
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ドイユクオ
	氏名	土居征夫
	役職	代表理事

### (3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

### (4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	7
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	7
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できない体制
-------------------	------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

### 役員名簿

### 〔各欄の入力方法と注意点〕

- 一部  
(JAN)
- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号より入力してください。
  - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
  - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
  - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6ヶ月の兼職状況を記載してください。
  - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
  - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、履歴と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
  - ・役員名簿の件数が足りない場合は、適宜追加してください。
  - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で「マス空けてください。
  - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で「マス空けてください。
  - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
  - ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
  - ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

### 〔役員情報の第三者提供について〕

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件(休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること)を確認するために、[JANPIAを経由して警察庁へ提出](#)します。

必須入力セ 任意入力セ

団体からの要請により、[役員情報の第三者提供について]の一部の記載を非公開とした  
(JANPIA)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	「日本再生でらこや」の全国への普及
団体名:	公益財団法人国策研究会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
**過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等	
<b>●社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出			
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこと		内定後1週間以内に提出			
<b>●理事の構成に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
<b>●理事会の運営に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度		内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出			
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議（過半数か3分の2か）		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
<b>●理事の職務権</b>					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
<b>●監事の監査に関する規程</b>					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
<b>●役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 「ハラスメントの防止に関する規程」	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利害追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 「理事会規則 ・役員の利益相反禁止 のための自己申告等に関する規程」 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
●情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	「日本再生でらこや」の全国への普及
団体名:	一般社団法人世界のための日本のこころセンター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
**過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。**

- (注意事項)  
 ①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>  
 ②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。  
 ③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
<b>●社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第16条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第16条2
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第16条2
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第19条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条2
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第20条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこと		社団法人のため提出しない		

●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。

(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第21条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第21条

●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。

(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第33条
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第33条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第35条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第28条

●理事の職務権

JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
--	-----------	-------------	--	--

●監事の監査に関する規程

監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第24条
---	--------	----------	----	------

●役員及び評議員の報酬等に関する規程

(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第27条
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 「ハラスメントの防止に関する規程」	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利害追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 「理事会規則 ・役員の利益相反禁止 のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則」	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
●情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第39条2
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

# 定 款

公益財団法人  
国策研究会

### 設立者

有 田 八 郎(故人)	飯 田 清 三(故人)	大 蔵 公 望(故人)
太 田 亥 十二(故人)	海 東 要 造(故人)	郷 古 潔(故人)
佐 藤 尚 武(故人)	下 村 宏(故人)	渋 沢 敬 三(故人)
辰 野 隆(故人)	高 木 陸 郎(故人)	鍋 山 貞 親(故人)
三 村 起 一(故人)	矢 次 一 夫(故人)	湯 沢 三 千 男(故人)
吉 野 孝 一(故人)		

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国策研究会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置き、全国の必要な個所に地方事務局又は支部を置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、民主主義に基づき、全国各界の有志と提携し、又広く世界各国に知己を求めて連絡をはかり、常に内外の重要諸政策に関する総合的調査研究を行い、公明にして適正なる政治、経済上の国民的指導方針の確立に努めるとともに、会員相互の親睦と協力をはかることを目的とする。この法人は、いかなる政党にも、又いかなる思想団体にも所属せざる団体とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、本邦及び海外において、次の事業を行う。

- (1) 内外政治・経済等諸政策に関する調査研究及び各種参考資料の収集
- (2) 行政機関、民間団体及び各種調査研究団体との連絡協力
- (3) 諸外国における調査団体との連絡提携
- (4) 講演会、講習会等の開催及び講師斡旋
- (5) 機関誌の定期刊行及び各種調査研究の報告書、参考資料等の出版
- (6) 受託調査
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (財産)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の設立者及び有志の寄附
- (2) 財産から生じる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金及び会費
- (5) その他の収入

(基本財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産のうち、現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は貯金とし、若しくは信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第91条第1項第1号に定める代表理事のうち理事長（以下、単に「理事長」という）の管理保管とする。

5 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事長において原案を作り、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、あるいは基本財産から除外することができる。

(事業遂行の費用)

第7条 この法人の事業遂行に要する費用は、財産から生ずる果実、寄附金、会費、事業に伴う収入及びその他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 会員

（会員）

- 第12条 この法人の会員として、普通会員、維持会員、法人会員を置き、この法人の発行する定期刊行物購読を主とする者をもって会友とする。
- 2 前項のほか、この法人は、理事会の決議を経て、名誉会員及び特待会員とすることができる。
- 3 会員の資格は、所定の会費を納入した時に附与され、所定会費の納入が停止した時に消滅する。
- 4 会員の入会等に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。
- 5 会員が次のいずれかに該当する場合、理事会の決議によって、当該会員を退会させることができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他退会させるべき正当な事由があるとき。

#### 第5章 評議員

(評議員)

第 13 条 この法人に、10名以上15名以内の評議員を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とし、評議員会議長は、評議員会において互選する。

(評議員の選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと。

ア 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げるもの以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからオに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官

（評議員の任期）

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第 16 条 評議員は無報酬とする。

## 第 6 章 評議員会

（構成）

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 19 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第 21 条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び評議員会の目的事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会議長は、評議員会の議長として会議の秩序を維持し、議事を整理する。

2 評議員会議長が欠けたとき又は事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員会議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選定された議事録署名人 2 名以上が、署名押印する。

(役員)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 20名以内
  - (2) 監事 2名以上 4名以内
- 2 理事のうち、会長、理事長を各 1名置き、会長及び理事長は法人法の代表理事とする。
- 3 前項のほか、理事のうち、副会長及び副理事長をそれぞれ 2名以内で置くことができる。副会長及び副理事長は法人法の代表理事とする。
- 4 理事のうち、常務理事を 2名以内で置くことができる。常務理事は法人法の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1名とその配偶者又は 3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事の総数の 3分の 1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3分の 1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総覧する。
- 3 理事長は、この法人を代表し、理事会を招集・主宰し、その議決に基づきこの法人の業務を統轄・執行する。
- 4 副会長及び副理事長は、それぞれ会長及び理事長の職務の補佐及び代行を行う。
- 5 常務理事は理事長の職務を補佐する。
- 6 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 31 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

第 33 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 理事が、自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が、自己又は第三者のためにするこの法人との取引をしようとするとき。
  - (3) この法人が、理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 34 条 この法人は、法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(任意機関)

第 35 条 この法人に、任意の機関として、相談役、顧問及び幹事（以下、まとめて「幹事等」という）をそれぞれ以下の範囲内で置くことができる。

- (1) 相談役 10 名以内
- (2) 顧問 30 名以内
- (3) 幹事 50 名以内

2 幹事等は、次の職務を行う。

- (1) 理事長及び常務理事の相談に応じること。

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 幹事等の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 幹事等の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事等は無報酬とする。

## 第8章 理事会

### (構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副会長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (種類及び開催)

第38条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があつたとき。
  - (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合で、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事から理事長に招集の請求があつたとき又は監事が招集したとき。

### (招集)

- 第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項(3)及び(4)の場合、それぞれ理事又は監事が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、理事会の目的である事項があるときは当該事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

### (議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の

互選により、理事会の議長を選出する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 47 条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については、変更することができない。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 14 条についても適用する。

(合併等)

第 45 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の法人法に規定された法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡並びに公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法人法で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公

益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

（事務局）

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 補 則

（実施細則）

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 清水信次 新井弘一 大浦溥 竹内透 法眼健作 吉田弘 塩川正十郎  
廣田正 秋谷淨惠 石川裕一 濱口敏行 濱口道雄 三浦一志 吉田康

堀尾守 大橋寛治 伊藤隆 中條高徳 津島雄二

監事 水澤進 高橋弘長 田中宏

4 この法人の最初の代表理事は清水信次、新井弘一、大浦溥、竹内透とし、業務執行理事は法眼健作、吉田弘とする。

5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

眞野輝彦 伊藤公久 五十嵐隆 内川久美子 加藤千太郎 伍堂英雄

杉浦滋彦 朝長英樹 藤井博康 加藤和弥 桐山健一 小西規雄

6 この定款は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

# 経理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、公益財団法人国策研究会（以下「本会」という。）における会計処理に  
関し収支の状況、財産の状態を明らかにし、内容を正確かつ迅速に把握し、能率的  
運営を図ることを目的とする。この規定に定める以外の事項は、定款または法令に  
定めるところによるものとする。

### (適用範囲)

第2条 本規定は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

### (会計の原則)

第3条 本会の会計は法令、定款及び本規定の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠  
して処理しなければならない。

### (会計区分)

第4条 会計区分は次のとおりにする。

- (1) 公益事業会計
- (2) 法人会計

### (会計年度)

第5条 本会の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月末  
日とする。

### (会計単位)

第6条 本会の会計は、公益事業会計、法人会計ごとに区分して、収支計算を行うものと  
する。

### (会計責任者)

第7条 会計責任者は理事長が指名する。

## 第2章 勘定及び帳簿

### (勘定科目)

第8条 各会計区分においては、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するために必要勘定科目を設ける。

各勘定科目の名称、性質及び処理基準については、会計処理規定細則の定めるところによる。

### (帳簿等)

第9条 会計帳簿は次のとおりにする。

(1) 主要簿

- ア 仕訳帳（または振替伝票）
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 預金長
- ウ 会費明細台帳（請求一覧表）
- エ その他の補助帳簿
- オ 固定資産台帳

会計責任者は、資産及び出納がもれなく把握される限りにおいて、文書による指示により、前項の帳簿の全部又は一部を免除する事ができる。

### (帳簿書類の保存・処分)

第10条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表 · · · · · 10年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 · · · 7年
- (3) 証憑書類 · · · · · 7年
- (4) 収支予算書 · · · · · 5年
- (5) その他の書類 · · · · · 5年

保存期間は、通常総会終結の日から起算するものとする。保存期間の経過した帳簿書類は、事前に会計責任者の指示または承認によって処分を行う。

## 第3章 予 算

### (目的)

第11条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

### (予算の作成)

第12条 本会の事業計画書、収支予算書は、経理区分ごとに毎会計年度開始前に作成し、理事会の承認、評議会の承認を得て確定する。

### (予算の執行)

第13条 予算の執行に当たっては、会計責任者が行うものとする。

### (予算の補正)

第14条 予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならぬ。

### (暫定予算)

第15条 予算編成がやむを得ない理由により遅延したときは、予想される一定期間について、理事会の決議を経て前年度の予算の範囲で暫定予算として執行する。  
暫定予算は、速やかに本予算に組入れを要する。

## 第4章 出 納

### (金銭の範囲)

第16条 本規定において、金銭とは、現金および預貯金をいう。

現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書等の隨時に通過と引き換えることができる証書をいう。手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

### (出納責任者)

第17条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭の出納)

第 18 条 金銭を収納したときは、出納責任者が領収書を発行する。支払いは、原則として銀行振込によるものとする。ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

(預金及び公印管理)

第 19 条 預金の名義人は、理事長とする。出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会計責任者の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第 20 条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最少限の手許現金をおくことができる。小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行わなければならない。

(残高照合)

第 21 条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。預貯金については、毎年度のほか必要に応じ残高証明書の残高と帳簿残高を、照合しなければならない。差額があるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第 5 章 固定資産

(定 義)

第 22 条 本規定において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産とその他の固定資産を区別するものとする。

(1) 基本財産

預 金（基本財産として特定した預金）

有価証券（基本財産として特定した有価証券）

(2) 特定資産

退職給付引当資産

特定費用準備資金等

その他積立金

(3) その他の固定資産

敷金・保証金（事務所等を賃借する場合の敷金・保証金）

基本財産及び特定資産以外の資産で耐用年数が1年以上で、かつ取得価が10万円以上の資産

(取得価格)

第23条 固定資産の取得価格は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格及びその付帯費用
- (2) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第24条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し異動、毀損、滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

## 第6章 物 品

(定義)

第25条 本規定において、物品とは次の各号のものをいう。

- (1) 消耗品
- (2) 耐用年数が1年以上のもので、取得価格100,000円未満のもの。

(物品の管理)

第26条 物品の管理のための台帳を備え、その管理は第24条を準用する。

## 第7章 決 算

(計算書類の作成)

第27条 本会は、毎事業年度終了後、速やかに財務諸表、財産目録、附属明細書を作成し、監事の監査及び理事会、評議会の承認を得て、事業報告書を作成する。

## 第8章 雜 則

(改 廃)

第28条 この規定を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

## 個人情報等管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国策研究会(以下、「この法人」という。)定款第□条第□項及び「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報等(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ)の適正な取り扱いに関してこの法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

#### (1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)並びに個人識別符号が含まれるものという。

#### (2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものという。

#### (3) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

#### (4) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

#### (5) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

#### (6) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務

に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(8) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(9) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(10) 役職員等

「役職員等」とは、この法人に所属するすべての理事、監事、評議員、職員及び準職員をいう。

(11) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

2 専門委員、研究員、各種委員会委員、顧問及びこの法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 この法人においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、この法人で取り扱う個人情報等について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

#### (個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

2 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報等の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
  - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
  - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
  - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
  - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。

- (1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等（ただし、要配慮個人情報を除く。）を取得した場合。
- (2) 個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合

4 第2項及び第3項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

#### (利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「公益財団法人国策研究会が業務上保有する個人情報等の利用目的」に定めるこの法人の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的（前条第3項第1号の事業の承継の場合には、承継前の利用目的）の範囲内でなければならない。

2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

#### (個人情報等の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な

運用及び実施がなされている者であること

(3) この法人との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報等の正確性確保)

第8条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報等を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を取り扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これをこの法人の「文書管理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長

のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した個人情報等の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の個人情報等について開示を求められる場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 この法人がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護する為に必要な場合  
(苦情の処理)

第 16 条 この法人の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務部が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について理事長に報告するものとする。

(個人情報等に関する取扱規則)

第 17 条 個人情報並びに特定個人情報に関する取扱いの細則については、理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、令和4年1月19日より施行する。(令和4年1月19日理事会決議)

## 履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋一丁目17番4号永田ビル  
公益財団法人国策研究会

会社法人等番号	0100-05-004600	
名 称	公益財団法人国策研究会	
主たる事務所	<u>東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号小津本館ビル内</u> 東京都中央区日本橋一丁目17番4号永田ビル	平成27年11月30日移転 ----- 平成27年12月 1日登記
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う	
法人の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<a href="http://www.disclo-koeki.org/02b/00504/index.html">http://www.disclo-koeki.org/02b/00504/index.html</a>  <a href="https://www.disclo-koeki.org/02b/00504/index.html">https://www.disclo-koeki.org/02b/00504/index.html</a>	平成25年 4月 1日設定 ----- 平成26年 3月11日登記  令和 5年12月 1日変更 ----- 令和 5年12月 1日登記
法人成立の年月日	昭和32年2月13日	
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、民主主義に基づき、全国各界の有志と提携し、又広く世界各国に知己を求めて連絡をはかり、常に内外の重要諸政策に関する総合的調査研究を行い、公明にして適正なる政治、経済上の国民的指導方針の確立に努めるとともに、会員相互の親睦と協力をはかることを目的とする。この法人は、いかなる政党にも、又いかなる思想団体にも所属せざる団体とする。</p> <p>この法人は、前記の目的を達成するために、本邦及び海外において、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内外政治、経済等諸政策に関する調査研究及び各種参考資料の収集</li> <li>(2) 行政機関、民間団体及び各種調査研究団体との連絡協力</li> <li>(3) 諸外国における調査団体との連絡提携</li> <li>(4) 講演会、講習会等の開催及び講師斡旋</li> <li>(5) 機関誌の定期刊行及び各種調査研究の報告書、参考資料等の出版</li> <li>(6) 受託調査</li> <li>(7) その他本会の目的達成に必要な事業</li> </ul>	

役員に関する事項	評議員	<u>眞野輝彦</u>	平成29年 6月14日重任
	評議員	<u>眞野輝彦</u>	平成29年 7月 4日登記
	評議員	<u>眞野輝彦</u>	令和 3年 6月16日重任
	評議員	<u>眞野輝彦</u>	令和 3年 6月29日登記
	評議員	<u>加藤千太郎</u>	平成29年 6月14日重任
	評議員	<u>加藤千太郎</u>	平成29年 7月 4日登記
	評議員	<u>加藤千太郎</u>	令和 3年 6月16日重任
	評議員	<u>加藤千太郎</u>	令和 3年 6月29日登記
	評議員	<u>朝長英樹</u>	平成29年 6月14日重任
	評議員	<u>朝長英樹</u>	平成29年 7月 4日登記
	評議員	<u>藤井博康</u>	令和 3年 6月16日退任
	評議員	<u>藤井博康</u>	令和 3年 6月29日登記
	評議員	<u>藤井博康</u>	平成29年 6月14日重任
	評議員	<u>藤井博康</u>	平成29年 7月 4日登記
	評議員	<u>藤井博康</u>	令和 3年 6月16日重任
	評議員	<u>藤井博康</u>	令和 3年 6月29日登記
	評議員	<u>岡村清孝</u>	平成29年 6月14日就任
	評議員	<u>岡村清孝</u>	平成29年 7月 4日登記
	評議員	<u>岡村清孝</u>	令和 3年 6月16日重任
	評議員	<u>岡村清孝</u>	令和 3年 6月29日登記
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	平成29年 6月14日就任
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	平成29年 7月 4日登記
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	令和 3年 6月16日重任
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	令和 3年 6月29日登記
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	平成29年 6月14日就任
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	平成29年 7月 4日登記
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	令和 3年 6月16日重任
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	令和 3年 6月29日登記
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	平成29年 6月14日就任
	評議員	<u>苅部嘉仁</u>	平成29年 7月 4日登記

評議員	齊 藤 純	平成29年 6月14日就任
		平成29年 7月 4日登記
評議員	齊 藤 純	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
評議員	竹 内 雄 一	平成29年 6月14日就任
		平成29年 7月 4日登記
評議員	竹 内 雄 一	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
評議員	土 居 征 夫	平成29年 6月14日就任
		平成29年 7月 4日登記
評議員	土 居 征 夫	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
		令和 4年 2月 4日辞任
		令和 4年 2月14日登記
評議員	羽 倉 信 明	平成29年 6月14日就任
		平成29年 7月 4日登記
		令和 3年 6月16日退任
		令和 3年 6月29日登記
評議員	相 馬 義 比 古	令和 3年 6月16日就任
		令和 3年 6月29日登記
評議員	松 本 洋	令和 3年 6月16日就任
		令和 3年 6月29日登記
評議員	中 川 浩 司 郎	令和 4年 2月 4日就任
		令和 4年 2月14日登記
評議員	五 十 巖 朝 青	令和 4年 6月28日就任
		令和 4年 7月11日登記

東京都中央区日本橋一丁目17番4号永田ビル  
公益財団法人国策研究会

	評議員 降旗洋平	令和4年 6月28日就任
		令和4年 7月11日登記
	評議員 降旗洋平	降旗洋平の氏
		令和4年 8月29日更正
	評議員 佐々木伸彦	令和5年 6月28日就任
		令和5年 7月14日登記
	評議員 村田博文	令和5年 6月28日就任
		令和5年 7月14日登記
	代表理事 新井弘一	令和1年 6月24日重任
		令和1年 7月4日登記
	代表理事 新井弘一	令和3年 6月16日重任
		令和3年 6月29日登記
	代表理事 森章	令和4年 2月11日辞任
		令和4年 2月14日登記
	代表理事 森章	令和1年 6月24日重任
		令和1年 7月4日登記
	代表理事 森章	令和3年 6月16日重任
		令和3年 6月29日登記
	代表理事 森章	令和5年 6月28日重任
		令和5年 7月14日登記
	代表理事 大橋寛治	令和1年 6月24日重任
		令和1年 7月4日登記
	代表理事 大橋寛治	令和3年 6月16日重任
		令和3年 6月29日登記
	代表理事 大橋寛治	令和4年 2月4日辞任
		令和4年 2月14日登記

	<u>代表理事</u> <u>土居征夫</u>	令和4年 2月11日就任
	<u>代表理事</u> <u>土居征夫</u>	令和4年 2月14日登記
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和5年 6月28日重任
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和5年 7月14日登記
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和1年 6月24日重任
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和1年 7月4日登記
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和3年 6月16日重任
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和3年 6月29日登記
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和5年 6月28日重任
	<u>理事</u> <u>新井弘一</u>	令和5年 7月14日登記
	<u>理事</u> <u>法眼健作</u>	令和1年 6月24日重任
	<u>理事</u> <u>法眼健作</u>	令和1年 7月4日登記
	<u>理事</u> <u>法眼健作</u>	令和3年 6月16日重任
	<u>理事</u> <u>法眼健作</u>	令和3年 6月29日登記
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和5年 6月28日退任
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和5年 7月14日登記
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和1年 6月24日重任
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和1年 7月4日登記
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和3年 6月16日重任
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和3年 6月29日登記
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和5年 6月28日重任
	<u>理事</u> <u>吉田弘</u>	令和5年 7月14日登記

	<u>理事</u> <u>廣田正</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	<u>理事</u> <u>廣田正</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
		令和 5年 6月28日退任
		令和 5年 7月14日登記
	<u>理事</u> <u>石川裕一</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	<u>理事</u> <u>石川裕一</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
	<u>理事</u> <u>石川裕一</u>	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月14日登記
	<u>理事</u> <u>濱口道雄</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	<u>理事</u> <u>濱口道雄</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
	<u>理事</u> <u>濱口道雄</u>	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月14日登記
	<u>理事</u> <u>三浦一志</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	<u>理事</u> <u>三浦一志</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
	<u>理事</u> <u>三浦一志</u>	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月14日登記

東京都中央区日本橋一丁目17番4号永田ビル  
公益財団法人国策研究会

	理事 <u>吉田 康</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	理事 <u>吉田 康</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
	理事 <u>吉田 康</u>	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月14日登記
	理事 <u>大橋 寛治</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	理事 <u>大橋 寛治</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
	理事 <u>大橋 寛治</u>	令和 4年 2月 4日辞任
		令和 4年 2月14日登記
	理事 <u>津島 雄二</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	理事 <u>津島 雄二</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
	理事 <u>津島 雄二</u>	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月14日登記
	理事 <u>津島 雄二</u>	令和 5年 10月25日死亡
		令和 5年 11月 1日登記
	理事 <u>老川 祥一</u>	令和 1年 6月24日重任
		令和 1年 7月 4日登記
	理事 <u>老川 祥一</u>	令和 3年 6月16日重任
		令和 3年 6月29日登記
	理事 <u>老川 祥一</u>	令和 5年 6月28日重任
		令和 5年 7月14日登記

東京都中央区日本橋一丁目 17番4号永田ビル  
公益財団法人国策研究会

	理事	<u>吉田 武</u>	令和 1年 6月24日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>吉田 武</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>吉田 武</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記
	理事	<u>森 章</u>	令和 1年 6月24日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>森 章</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>森 章</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記
	理事	<u>大橋 裕治</u>	令和 1年 6月24日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>大橋 裕治</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>大橋 裕治</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記
	理事	<u>関屋 文雄</u>	令和 1年 6月24日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>関屋 文雄</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>関屋 文雄</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記

	理事	<u>中川 陽一郎</u>	令和 1年 6月24日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>中川 陽一郎</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>中川 陽一郎</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記
	理事	<u>中村 信吾</u>	令和 1年 6月24日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>中村 信吾</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>中村 信吾</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記
	理事	<u>鎌田 正彦</u>	令和 1年 6月24日就任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>鎌田 正彦</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>鎌田 正彦</u>	令和 5年 6月28日退任
			令和 5年 7月14日登記
	理事	<u>倉橋 隆行</u>	令和 1年 6月24日就任
			令和 1年 7月 4日登記
	理事	<u>倉橋 隆行</u>	令和 3年 6月16日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>倉橋 隆行</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記

東京都中央区日本橋一丁目17番4号永田ビル  
公益財団法人国策研究会

	理事	<u>水 口 恭 子</u>	令和 2年 6月12日就任
			令和 2年 8月 3日登記
	理事	<u>水 口 恭 子</u>	令和 3年 6月16日重任
	理事	<u>水 口 恭 子</u>	令和 3年 6月29日登記
			令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記
	理事	<u>土 居 征 夫</u>	令和 4年 2月 4日就任
			令和 4年 2月14日登記
	理事	<u>土 居 征 夫</u>	令和 5年 6月28日重任
			令和 5年 7月14日登記
	監事	<u>秋 谷 浄 惠</u>	平成29年 6月14日就任
			平成29年 7月 4日登記
	監事	<u>大 槻 幹 雄</u>	令和 3年 6月16日退任
			令和 3年 6月29日登記
			平成29年 6月14日就任
	監事	<u>伍 堂 英 雄</u>	平成29年 7月 4日登記
			令和 3年 6月16日退任
			令和 3年 6月29日登記
	監事	<u>朝 長 英 樹</u>	平成29年 6月14日就任
			平成29年 7月 4日登記
			令和 3年 6月29日登記
	監事	<u>羽 倉 信 明</u>	令和 3年 6月16日就任
			令和 3年 6月29日登記
			令和 3年 6月29日登記

東京都中央区日本橋一丁目17番4号永田ビル  
公益財団法人国策研究会

役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
登記記録に関する事項	平成25年4月1日財団法人国策研究会を名称変更し、移行したことにより設立

平成25年 4月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和6年11月21日

東京法務局杉並出張所

登記官

市 川 和 人



令和3年度

(第9事業年度)

## 事 業 報 告

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

公益財団法人 国策研究会

# 研究事業概況

令和3年4月～令和4年3月

## 【研究会・懇談会の開催】

### 会員懇談会

年月日	テーマ	講 師
3. 4.12	成長戦略としての科学技術政策と知財戦略	林 芳 正 自由民主党参議院議員・元文部科学大臣 同党経済成長戦略本部座長
4. 23	香港情勢が示す中国政治の行方	加 茂 具 樹 慶應義塾大学総合政策学部教授
5. 14	米・中・ロの新地政学と日中関係	袴 田 茂 樹 新潟県立大学名誉教授 青山学院大学名誉教授
5. 31	菅内閣に注文する	野 田 佳 彦 元内閣総理大臣 立憲民主党最高顧問
6. 11	超高齢社会とがん最前線	山 口 博 弥 読売新聞東京本社編集委員
6. 29	米中激突と最近の中国経済	柯 隆 (公財)東京財團政策研究所 主席研究員
7. 14	最近の朝鮮半島情勢と日本	西 岡 力 (公財)モラロジー道徳教育財団 教授・麗澤大学客員教授
7. 26	中国でこれから何が起こるのか	石 平 中国問題評論家
9. 17	日米同盟と我が国の安全保障	増 田 和 夫 防衛省防衛政策局長
9. 29	通商行政の現状と課題	松 尾 剛 彦 経済産業省通商政策局長
10. 12	これからどうなるバイデンのアジア・中東政策	古 森 義 久 ジャーナリスト
10. 25	中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み	神 山 一 成 日本銀行決済機構局局長
11. 10	観光行政の現状と課題	村 田 茂 樹 観光庁次長

11. 25	今次衆院選挙と岸田新内閣のこれから	老 川 祥 一 読売新聞グループ本社 代表取締役会長・主筆代理
12. 22	最近の中国経済動向と米中・日中関係	津 上 俊 哉 (公財)日本国際問題研究所 客員研究員・現代中国研究家
4. 1. 18	暗号資産の仕組みとリスク : 2022年経済の展望	深 尾 光 洋 武蔵野大学経済学部経済学科 教授
1. 28	最近のソウル政局と次期大統領選	洪 燐 統一日報主幹 元駐日韓国大統領公使
2. 7	最近の国際情勢下の台湾－台日米中の錯綜関係	蔡 明 耀 台北駐日經濟文化代表處 政務副代表
2. 28	混迷を深める米中関係のこれから	渡 部 恒 雄 (公財)笹川平和財団安全保障研究グループ上席研究員
3. 14	時局重要課題－私はこう考える	泉 健 太 立憲民主党代表・衆議院議員
3. 23	経済安全保障問題の現状と課題	細 川 昌 彦 明星大学経営学部客員教授

※コロナ禍ながら、通常の年21回開催した。

## 【出版反活動】

### 機関誌の発行

月刊「新国策」を刊行。令和4年3月号をもって通巻1801号となった。

(平成21年1月号より、月2回の発行を月刊に変更)

「新国策」は昭和8年創刊以来、今年89周年を迎える。

## 総務の概要

### 【理事会・評議員会等】

令和3年6月16日

令和3年度第1回「定時理事会」

形態 決議の省略の方法による

決議事項 1. 令和2年度事業報告書の承認の件

2. 令和2年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認の件

3. 定時評議員会に提出する理事・監事・評議員候補者名簿の承認の件

4. 幹事・相談役・顧問選任の件

新型コロナウイルス感染症の影響により、書面決議を提案した。

なお、「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件は、定時評議員会も書面決議で行うため、提案から外した。

※やむを得ず、代表理事・業務執行理事の職務執行状況の報告は延期した。

理事長新井弘一が理事及び監事の全員に対して、上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和3年6月16日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、(監事の異議はない。)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

令和3年6月16日

第9回「定時評議員会」

形態 決議の省略の方法による

決議事項 1. 令和2年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認の件

2. 理事の選任の件

3. 監事の選任の件

4. 評議員の選任の件

報告事項 1. 令和2年度事業報告の報告

2. 令和3年度事業計画書及び收支予算書等の報告

新型コロナウイルス感染症の影響により、書面決議を提案した。

理事長新井弘一が評議員の全員(10名)に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年6月16日までに評議員の全員から文書により同意する旨の意思表示を得たので、定款第23条第4項に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

令和3年6月16日

「臨時理事会」

形態 決議の省略の方法による

決議事項 1. 森 章氏を代表理事に選定し、会長とする。

2. 大橋寛治氏を代表理事に選定し、副会長とする。

3. 新井弘一氏を代表理事に選定し、理事長とする。

4. 法眼健作氏、中村信吾氏を業務執行理事に選定し、常務理事とする。

理事新井弘一が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年6月16日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第41条2項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

令和4年1月19日

令和3年度第2回「定時理事会」

開催場所 丸の内「日本俱楽部」大会議室

決議事項 1. 臨時評議員会に提出する理事候補者一名の承認の件

2. 内部規程類の新規制定の件

3. 臨時評議員会の招集の件

報告事項 職務執行報告

・会員の入退会動向について

・会員懇談会の収支について

・令和3年度第3回「定時理事会」開催について

出席等 決議に必要な出席理事の数11名。出席15名、欠席5名。監事出席2名。

令和4年2月4日

「臨時評議員会」

開催場所 KKRホテル東京「梅の間」

決議事項 1. 議長の選出の件

2. 議事録署名人2名の選出の件

3. 理事1名選任の件

4. 評議員1名辞任に伴い、1名補充選任の件

報告事項 内部規程類の新規制定について

①経理規程

②特定費用準備資金等取扱規則

③個人情報保護に関する基本方針

④個人情報等管理規程

⑤当会が業務上保有する個人情報等の利用目的

⑥欠格事由に係る確認書・兼職届

出席等 決議に必要な出席評議員の数6名。出席9名、欠席1名。監事出席無し。

理事出席2名。

令和4年2月11日

「臨時理事会」

形態 決議の省略の方法による

決議事項 土居征夫氏を代表理事に選定し、理事長とする。

理事新井弘一が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案書につき、令和4年2月11日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第41条2項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

令和4年3月28日

令和3年度第3回「定時理事会」

形態 決議の省略の方法による

決議事項 1. 令和4年度事業計画書及び収支予算書等の承認の件

2. 令和4年度より、「会員懇談会」のビジター当日会費、

現行7千円→1万円に値上げの件

新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み書面決議を提案した。

※やむを得ず、代表理事・業務執行理事の職務執行状況の報告は延期した。

理事長土居征夫が理事及び監事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和4年3月28日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので（監事の異議はない）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

## 【届出事項等】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室あて報告書提出

令和3年6月28日

令和2年度事業報告書及び決算報告書等を6月16日開催の「定時評議員会（書面決議）」議事録を添付の上、電子申請により提出。

令和3年8月4日

同3年6月16日付、理事・監事・評議員の任期満了による役員等変更登記完了の後、登記簿謄本を添付の上、変更の届出を電子申請にて行う。

令和4年3月7日

大橋寛治副会長（代表理事）は、高齢のため代表理事を退任、理事も辞任。

新井弘一理事長（代表理事）は、高齢のため代表理事を退任、理事は留任。

新井理事長の後任に評議員の土居征夫氏が理事長（代表理事）に就任。

土居征夫氏評議員辞任に伴い、中川浩司郎氏を評議員に補充選任。

上記の役員等変更登記完了の後、登記簿謄本を添付の上、電子申請により提出。  
令和4年3月28日

令和4年度事業計画書及び収支予算書を3月28日開催の「定時理事会(書面決議)」議事録を添付の上、電子申請にて提出。

## 【会員の動き】

令和4年3月31日現在の会員総数は、法人会員121社、個人会員123名、会友は22名である。

※令和3年度における入退会の状況 (カッコ内は会費額合計・万円)

	入 会	退 会	会費差引(△=減)
法人会員	2社( 40 )	9社( 142 )	△ 102
個人会員	9名( 65 )	11名( 63 )	2
会 友	2名( 3 )	3名( 4,5 )	△ 1,5
計	13件( 108 )	23件( 209,5 )	△ 101,5

## 【役員及び職員の異動】

### 役員の異動

#### 〈就任〉

◇理事	土 居 征 夫	令和4年2月4日付
◇評議員	中 川 浩司郎	令和4年2月4日付
◇相談役	大 橋 寛 治	令和4年2月4日付
◇理事長(代表理事)	土 居 征 夫	令和4年2月11日付

#### 〈辞任〉

◇副会長(代表理事)及び理事	大 橋 寛 治	令和4年2月4日付
◇評議員	土 居 征 夫	令和4年2月4日付
◇理事長(代表理事)	新 井 弘 一	令和4年2月11日付

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

令和4年5月

公益財団法人 国策研究会

令和4年度

(第10事業年度)

## 事 業 報 告

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

公益財団法人 国策研究会

# 研究事業概況

令和4年4月～令和5年3月

## 【研究会・懇談会の開催】

### 会員懇談会

年月日	テーマ	講 師
4. 4.13	尹錫悦新大統領で韓国は“再生”できるか—当面の政局運営と課題	洪 瑞 「統一日報」主幹 元駐日韓国大使館公使
4. 27	ウクライナ危機と世界政治の行方	五十嵐 文 読売新聞東京本社国際部長
5. 12	最近の国際通貨情勢と日本経済	岩 田 一 政 元日本銀行副総裁 (公社)日本経済研究センター理事長
5. 24	中露霸権大国に対する「至誠の日本精神」による国際連携の戦略	岡 部 伸 産経新聞東京本社論説委員
6. 10	ロシアのウクライナ侵攻の衝撃	兵 頭 慎 治 防衛研究所安全保障研究・地域研究政策研究部長
6. 27	中国等強権国家に対する情報戦について	阿 古 智 子 東京大学大学院総合文化研究所国際社会科学専攻教授
7. 7	今後の中小企業政策 —成長に向けた自己変革への挑戦	角 野 然 生 中小企業庁長官
7. 29	外国への技術流出のリスクとその対策について	淡 路 恵 介 警察庁長官官房企画官兼外事情報部外事課理事官
9. 15	山積する重要案件と岸田内閣	老 川 祥 一 読売新聞グループ本社 代表取締役会長・主筆代理
9. 28	激化する国際情勢と我が国の経済安全保障	高 市 早 苗 経済安全保障担当大臣
10. 12	対話か対立か朝鮮半島の新しい動き	武 貞 秀 士 拓殖大学大学院客員教授
10. 25	日本のP E ファンド業界の実情と今後	木 村 雄 治 ポラリス・キャピタル・グループ(株)代表取締役社長

11. 10	第20回中国共産党大会と当面の中國政局	津 上 俊哉 (公財)日本国際問題研究所 客員研究員 現代中国研究家
11. 29	世界経済の大変容と国際政策対応	神 田 真人 財務省財務官
12. 15	脳障害治療はここまで来ている —遺伝子治療最前線	平 井 宏和 群馬大学大学院医学系研究科 医学部教授
5. 1. 16	岸田内閣に注文する	野 田 佳彦 元内閣総理大臣・衆議院議員
1. 27	グローバル・インフレのもとでの 日本の経済と物価見通し	大 谷 聰 日本銀行調査統計局長
2. 9	経済産業行政をめぐる当面の課題 と今後の展望	多 田 明弘 経済産業事務次官
2. 21	習近平独裁体制の命運と行く末	石 平 中国問題評論家
3. 6	日米同盟の最大の弱点である国家 サイバーインテリジェンスシステムの構築 情報戦におけるサイバー世論誘導 工作の概況	手 塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部教授
3. 24	最近のソウル政局と山積する内外 重要案件	齋 藤 孝道 明治大学サイバーセキュリティ 研究所所長
		洪 燐 「統一日報」主幹 元駐日韓国大使館公使

※通常の年21回開催した。

## 【その他の会合】

### 納涼懇親会

日 時 令和4年7月22日(金)午後5時30分～  
会 場 中国料理「新橋亭 新館」

### ウクライナ問題講演会

日 時 令和4年8月16日(火)午後7時～  
会 場 大手町3×3 Lab Future  
主 題 ウクライナの今後と日本への期待  
講 師 国際政治学者・日本ウクライナ文化交流協会政治担当部長  
グレンコ・アンドリー氏

### 忘年懇親会

日 時 令和4年12月23日(金)午後5時30分～  
会 場 中国料理「新橋亭 新館」

### 年度末懇親会

日 時 令和5年3月31日(金)午後5時30分～  
会 場 中国料理「新橋亭 新館」

### 共 催

「専制霸権大国とグローバルサウス問題への国際戦略を研究する会」

#### 第1回

日 時 令和4年10月13日(木)正午～  
会 場 (一財)産業人材研修センター霞会館

#### 第2回

日 時 令和5年1月25日(水)正午～  
会 場 (一財)産業人材研修センター霞会館

## 【出版活動】

### 機関誌の発行

月刊「新国策」を刊行。令和5年3月号をもって通巻1813号となった。

(平成21年1月号より、月2回の発行を月刊に変更)

「新国策」は昭和8年創刊以来、今年12月に90周年を迎える。

## 総務の概要

## 【理事会・評議員会等】

令和4年6月10日

令和4年度第1回「定時理事会」

開催場所 森トラスト(株)本社「TTサロン」

決議事項 1. 令和3年度事業報告書の承認の件

2. 令和3年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認の件

3. 定時評議員会に提出する評議員2名増員の承認の件

4. 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の件

報告事項 ①職務執行報告

- ・会員の入退会動向
- ・会員懇談会の収支

②次回、令和4年度第2回「定時理事会」開催について  
出席等 決議に必要な出席理事11名。出席12名、欠席8名。監事出席なし。

令和4年6月28日

第10回「定時評議員会」

開催場所 KKRホテル東京11階「竹の間」

決議事項 1. 令和3年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認の件  
2. 評議員2名増員の選任の件

報告事項 ①令和4年度第1回「定時理事会」の決議事項について  
②令和3年度事業報告の報告  
③令和4年度事業計画書及び収支予算書等の報告  
④職務執行報告  
・会員の入退会動向  
・会員懇談会の収支

出席等 決議に必要な出席評議員6名。出席6名、欠席4名。監事出席2名。理事出席2名。

令和4年12月26日

令和4年度第2回「定時理事会」

形態 決議の省略の方法による

報告事項 1. ご寄付の申込み状況  
2. 会員の入退会動向  
3. 会員懇談会の収支

理事長土居征夫が理事及び監事の全員に対して、上記理事会の報告の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和4年12月末日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第41条2項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

令和5年3月24日

令和4年度第3回「定時理事会」

開催場所 森トラスト(株)本社「TTサロン」

決議事項 1. 令和5年度事業計画書及び収支予算書等の承認の件

報告事項 ①職務執行報告  
・ご寄付の申込み状況  
・会員の入退会動向  
・会員懇談会の収支

②令和5年度第1回「定時理事会」開催について

出席等 決議に必要な出席理事11名。出席13名、欠席7名。監事出席1名。

## 【届出事項等】

### 内閣府大臣官房公益法人行政担当室あて報告書提出

令和4年6月30日

令和3年度事業報告書及び決算報告書等を6月10日開催の「定時理事会」議事録を添付の上、電子申請により提出。

令和4年8月22日

同4年6月28日付、評議員に就任された五十嵐朝青氏、降旗洋平氏の役員等変更登記完了の後、登記簿謄本を添付の上、変更の届出を電子申請にて行った。

令和5年3月31日

令和5年度事業計画書及び収支予算書を3月24日開催の「定時理事会」議事録を添付の上、電子申請にて提出。

## 【会員の動き】

令和5年3月31日現在の会員総数は、法人会員118社、個人会員135名、会友は30名である。

※令和4年度における入退会の状況 (カッコ内は会費額合計・万円)

	入会	退会	会費差引(△=減)
法人会員	9社(205)	12社(177)	28
個人会員	21名(175)	9名(50)	125
会友	9名(13,5)	1名(1,5)	12
計	39件(393,5)	22件(228,5)	165

## 【役員及び職員の異動】

### 役員の異動

◇相談役

葛 西 敏 之

令和4年5月25日 (逝去)

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

令和5年5月

公益財団法人 国策研究会

令和5年度  
(第11事業年度)

## 事 業 報 告

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

公益財団法人 国 策 研 究 会

# 研究事業概況

令和5年4月～令和6年3月

## 【研究会・懇談会の開催】

### 会員懇談会

年月日	テーマ	講 師
5. 4. 5	世界食糧危機と我が国の食糧安全保障を考える	柴田明夫 (株)資源・食糧問題研究所 代表取締役
4. 21	これから日本の貿易投資戦略と ジェトロの役割について	佐々木伸彦 日本貿易振興機構理事長
5. 15	気候変動とエネルギー安全保障： 二大エネルギー危機と政策の方向性	豊田正和 (一財)国際経済交流財団会長
5. 23	アクティビスト(禿鷹ファンド)による 日本産業の空洞化	河合弘之 さくら共同法律事務所弁護士
6. 9	最近のロシア政局とロシア国民の 動向	袴田茂樹 新潟県立大学名誉教授 青山学院大学名誉教授
6. 26	最近の国際金融情勢と日本経済を 考える	渡辺博史 (公財)国際通貨研究所理事長
7. 13	持続可能な都市の発展に向けた協 働と日本の役割—G7高松会議に 出席して	斎藤鉄夫 国土交通大臣
7. 21	A I 戦略・デジタル産業戦略(DX) と半導体等個別産業戦略について	金指壽 経済産業省商務情報政策局 情報産業課長
9. 4	関東大震災100周年一大地震予測 の現状と防災の喫緊課題	平田直 東京大学地震研究所名誉教授 気象庁南海トラフ沿いの地震に 関する評価検討会会長
9. 27	岸田内閣と内外重要課題	老川祥一 読売新聞グループ本社 代表取締役会長・主筆代理
10. 10	地球温暖化と地政学	有馬純 東京大学公共政策大学院 特任教授

10. 25	ウクライナにおいて現状での停戦 となった場合には日本を含む世界 秩序にどのように影響するか? (トルコ軍略家の視点を中心に)	小 松 啓一郎 在英シンクタンク Komatsu Research & Advisory (KRA)
11. 13	人口減少社会における厚生労働行 政 現状と課題	宮 崎 敦 文 厚生労働省大臣官房審議官 (総合政策担当)
11. 22	コロナ後の新しい日本の形	萩生田 光一 衆議院議員・自由民主党政務 調査会長
12. 20	新年の中国経済の動向と当面の日 中関係	津 上 俊哉 (公財)日本国際問題研究所 客員研究員 現代中国研究家
6. 1. 17	公益資本主義こそ新しい資本主義	丹 治 幹 雄 (一財)アライアンス・フォーラム 財団理事
1. 24	内外の諸課題—私はこう考える	石 破 茂 衆議院議員・元国務大臣
2. 15	グローバルサウスと日本	北 岡 伸一 東京大学名誉教授
2. 28	経営者に、問われる覚悟	村 田 博文 (株)財界研究所社長・主幹
3. 12	混迷を深める2024年の世界を読む —日本が注目し、為すべき国策を 考える—	藤 崎 一郎 元駐米国特命全権大使
3. 27	物流行政の現状と課題	長 井 総 和 国土交通省物流・自動車局 大臣官房審議官

※通常の年21回開催した。

## 【その他の会合】

### 納涼懇親会

日 時 令和5年7月28日(金)午後5時30分～  
会 場 中国料理「新橋亭 新館」

## 忘年懇親会

日 時 令和5年12月22日(金)午後5時30分～

会 場 中国料理「新橋亭 新館」

## 年度末懇親会

日 時 令和6年3月22日(金)午後5時30分～

会 場 中国料理「新橋亭 新館」

## 【出版活動】

### 機関誌の発行

月刊「新国策」を刊行。令和6年3月号をもって通巻1825号となった。

(平成21年1月号より、月2回の発行を月刊に変更)

「新国策」は昭和8年創刊以来、今年12月に91周年を迎える。

## 総務の概要

### 【理事会・評議員会等】

令和5年6月9日

令和5年度第1回「定時理事会」

開催場所 森トラスト(株)本社「TTサロン」

決議事項 1. 令和4年度事業報告の承認の件

2. 令和4年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認の件

3. 定時評議員会に提出する理事候補者名簿・評議員2名増員の承認の件

4. 幹事・相談役・顧問選任の件

5. 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の件

6. その他

①講師謝礼を現行の10万円(税別)から8万円(税別)に減額について

②女子職員3名は、定年年齢に達しているので、3名の退職金支給額に見合う「基本財産」の一部を取崩し、「退職給付引当資産」に充当することについて

報告事項 ①職務執行報告

- ・会員の入退会動向について
- ・会員懇談会の収支について

②次回、令和5年度第2回「定時理事会」開催について

出席等 決議に必要な出席理事11名。出席12名、欠席8名。監事出席1名。

令和5年6月28日

第11回「定時評議員会」

開催場所 森トラスト(株)本社「TTサロン」

決議事項 1. 議長の選出の件

2. 議事録署名人の選定の件

3. 令和4年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認の件

4. 理事の選任の件

5. 評議員2名増員の選任の件

6. 定年年齢に達した女子職員3名の退職金支給額に見合う「基本財産」の一部を取崩し、「退職給付引当資産」に充当する件について

報告事項 ①令和5年度第1回「定時理事会」(6/9)の決議内容について

②令和4年度事業報告の報告の件

③令和5年度事業計画書及び収支予算書等の報告

④職務執行報告

・会員の入退会動向について

・会員懇談会の収支について

出席等 決議に必要な出席評議員7名。出席7名、欠席5名。監事出席2名。理事出席2名。

令和5年6月28日

「臨時理事会」

形態 決議の省略の方法による

決議事項 1. 森 章氏を代表理事に選定し、会長とする。

2. 土居征夫氏を代表理事に選定し、理事長とする。

3. 中村信吾氏を業務執行理事に選定し、常務理事とする。

理事土居征夫氏が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和5年6月28日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第41条2項に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

令和5年12月8日

令和5年度第2回「定時理事会」

開催場所 森トラスト(株)本社「TTサロン」

承認事項 ①インボイス制度の導入により、対価のある物の消費税の扱いについて

・「会員懇談会」の当日会費6,000円について

・「懇親会」の当日会費15,000円について

・「名刺広告」掲載料25,000円について

報告事項 ①職務執行報告

- ・実践的研究機関としての事業報告
- ・会員の入退会動向について
- ・会員懇談会の収支について

出席等 決議に必要な出席理事9名。出席12名。欠席4名。監事2名。

令和6年3月22日

令和5年度第3回「定時理事会」

開催場所 森トラスト(株)本社「TTサロン」

決議事項 1. 令和6年度事業計画書及び収支予算書等の承認の件

承認事項 ①「会員懇談会」の当日会費値上げについて

②「ご寄付のお願い」について

報告事項 ①職務執行報告

- ・会員の入退会動向について
- ・会員懇談会の収支について

②令和6年度第1回「定時理事会」開催について

出席等 決議に必要な出席理事8名。出席10名、欠席5名。監事出席2名。

## 【届出事項等】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室あて報告書提出

令和5年6月23日

令和4年度事業報告書及び決算報告書等を6月9日開催の「定時理事会」議事録を添付の上、電子申請により提出。

令和5年8月7日付、税額控除に係る証明書を受理。

有効期限は、令和5年8月7日から令和10年8月6日まで。

令和5年8月10日

同5年6月28日付、理事の任期満了による変更と評議員2名増員により就任された佐々木伸彦氏、村田博文氏の変更、加えて眞野輝彦氏死去に伴う変更登記完了の後、登記簿謄本を添付の上、変更の届出を電子申請にて行った。

令和5年11月16日

津島雄二理事死去に伴う変更登記完了の後、登記簿謄本を添付の上、電子申請により変更を届出。

令和5年12月5日付

セキュリティ強化対策として、「情報公開共同サイト」の全ページの常時SSL化に伴い当会のサイトのURLの変更登記を完了した。(公告方法の変更登記)

令和6年2月7日

新井弘一理事死去に伴う変更登記完了の後、登記簿謄本を添付の上、電子申請により変更を届出。

令和6年3月29日

令和6年度事業計画書及び収支予算書を3月22日開催の「定時理事会」議事録を添付の上、電子申請にて提出。

## 【会員の動き】

令和6年3月31日現在の会員総数は、法人会員116社、個人会員142名、会友は34名である。

※令和5年度における入退会の状況 (カッコ内は会費額合計・万円)

	入会	退会	会費差引(△=減)
法人会員	8社(155)	10社(153)	2
個人会員	22名(166)	15名(113,5)	52,5
会友	4名(6)	0名(0)	6
計	34件(327)	25件(266,5)	60,5

## 【役員及び職員の異動】

### 役員の異動

〈就任〉

◇評議員 佐々木 伸 彦 令和5年6月28日付  
村 田 博 文 令和5年6月28日付

〈退任〉

◇理 事 廣 田 正 令和5年6月9日付にて相談役へ  
法 眼 健 作 令和5年6月9日付にて相談役へ  
鎌 田 正 彦 令和5月6月9日付にて顧問へ  
津 島 雄 二 令和5年10月25日(逝去)  
新 井 弘 一 令和6年1月18日(逝去)  
◇評議員 真 野 輝 彦 令和5年7月16日(逝去)

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

令和6年5月

公益財団法人 国策研究会

令和 3 年度

決 算 書

公益財団法人 国策研究会

貸借対照表

公益財団法人 国策研究会

令和4年 3月31日現在 (単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
〔資産の部〕			
【流动資産】			
現 金 預 金	3,282,363	1,763,497	1,518,866
流動資産合計	3,282,363	1,763,497	1,518,866
【固定資産】			
(基本財産)			
定 期 預 金	46,751,185	46,751,185	0
基 本 財 産 合 計	46,751,185	46,751,185	0
(特定資産)			
特定費用準備資金(次年度事業資金)	0	4,033,863	△ 4,033,863
特定費用準備資金(事業安定化資金)	4,100,000	0	4,100,000
退職給付引当資産	9,091,506	9,091,327	179
特 定 資 産 合 計	13,191,506	13,125,190	66,316
(その他固定資産)			
敷 金	1,009,920	1,009,920	0
その他固定資産合計	1,009,920	1,009,920	0
固 定 資 産 合 計	60,952,611	60,886,295	66,316
資 産 合 計	64,234,974	62,649,792	1,585,182
〔負債の部〕			
【流动負債】			
前 受 会 費	5,825,000	3,025,000	2,800,000
預 り 金	327,852	0	327,852
流動負債合計	6,152,852	3,025,000	3,127,852
【固定負債】			
退職給付引当金	50,830,900	50,830,900	0
固 定 負 債 合 計	50,830,900	50,830,900	0
負 債 合 計	56,983,752	53,855,900	3,127,852
〔正味財産の部〕			
【指定正味財産】			
指定正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 3,000,000 )	( 3,000,000 )	( 0 )
【一般正味財産】			
その他一般正味財産	4,251,222	5,793,892	△ 1,542,670
一般正味財産合計	4,251,222	5,793,892	△ 1,542,670
(うち基本財産への充当額)	( 43,751,185 )	( 43,751,185 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 13,191,506 )	( 13,125,190 )	( 66,316 )
正味財産合計	7,251,222	8,793,892	△ 1,542,670
負債及び正味財産合計	64,234,974	62,649,792	1,585,182

## 正味財産増減計算書

1 頁

公益財団法人 国策研究会

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日 (単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
〔一般正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔 経 常 収 益 〕			
【基本財産運用益】			
基本財産受取利息	937	2,788	△ 1,851
【特定資産運用益】			
特定資産受取利息	179	542	△ 363
【受 取 会 費】			
法 人 会 費	23,240,000	24,985,000	△ 1,745,000
個 人 会 費	5,653,000	5,805,000	△ 152,000
会 友 会 費	372,000	405,000	△ 33,000
【諸 会 合 会 費】			
会 員 懇 談 会 会 費	4,519,500	4,237,000	282,500
【贊 助 金】			
名 刺 広 告 料	2,956,000	2,966,000	△ 10,000
【受 取 寄 付 金】			
受 取 寄 付 金	8,000,000	11,460,000	△ 3,460,000
【雜 収 益】			
雜 収 益	397,568	429,678	△ 32,110
經 常 収 益 計	45,139,184	50,291,008	△ 5,151,824
〔 経 常 費 用 〕			
【事 業 費】			
給 料 手 当	15,376,800	15,731,240	△ 354,440
法 定 福 利 費	1,881,393	1,991,496	△ 110,103
一 般 厚 生 費	24,000	40,000	△ 16,000
会 員 懇 談 会 会 場 費	3,132,628	1,737,279	1,395,349
講 師 謝 金	1,869,180	1,692,825	176,355
会 員 懇 談 会 案 内 状 発 信 費	922,949	988,513	△ 65,564
会 合 資 料 作 成 費	123,893	66,737	57,156
そ の 他 会 合 雜 費	96,670	107,140	△ 10,470
図 書 資 料 費	87,256	40,989	46,267
出 版 編 集 費 (編 集 外 部 委 託)	2,112,000	2,288,000	△ 176,000
印 刷 製 本 費	3,072,300	3,398,780	△ 326,480
原 稿 料 取 材 費	307,644	591,966	△ 284,322
出 版 物 発 送 費	1,328,330	1,360,648	△ 32,318
出 錄 費 (録 音 ・ テープ 反訳 料)	526,490	438,405	88,085
そ の 他 出 版 雜 費	39,812	45,337	△ 5,525
通 勤 費	1,339,712	1,607,640	△ 267,928
パ ソ コン 通 信 費	245,088	315,744	△ 70,656
郵 便 料	49,578	106,694	△ 57,116
電 話 料	90,277	99,331	△ 9,054
事 務 用 品 費	108,584	80,646	27,938
修 繕 費	0	19,360	△ 19,360
光 熱 水 料 費	218,911	214,654	4,257
借 室 料	2,666,189	2,499,552	166,637
機 器 貸 借 料	2,009,616	2,084,835	△ 75,219
払 返 料 負 担 費	69,271	78,154	△ 8,883
【管 理 費】			
給 料 手 当	3,844,200	3,932,810	△ 88,610
法 定 福 利 費	470,353	497,876	△ 27,523
一 般 厚 生 費	6,000	10,000	△ 4,000
交 国 際 交 流 費	90,778	66,077	24,701
会 議 費	0	7,730	△ 7,730
会 員 懇 談 会 会 食 費	152,975	14,150	138,825
会 勢 強 化 費	1,847,979	2,190,734	△ 342,755
交 通 費	810,265	702,484	107,781
	1,610	676	934

## 正味財産増減計算書

2 頁

公益財団法人 国策研究会

科 目	当 年 度	前 年 度	(単位: 円)
			増 減
通 勤 費	334,928	401,910	△ 66,982
パ ソ コン 通 信 費	61,272	78,936	△ 17,664
電 話 料	22,465	24,512	△ 2,047
郵 便 料	12,718	26,993	△ 14,275
事 務 用 品 費	27,148	20,164	6,984
修 繕 費	0	4,840	△ 4,840
光 熱 水 料 費	54,728	53,662	1,066
借 室 料	296,243	277,728	18,515
機 器 貸 借 料	502,395	521,202	△ 18,807
払 返 料 負 担 費	17,421	19,507	△ 2,086
雑 費	429,805	309,782	120,023
経 常 費 用 計	46,681,854	46,787,738	△ 105,884
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,542,670	3,503,270	△ 5,045,940
当 期 経 常 増 減 額	△ 1,542,670	3,503,270	△ 5,045,940
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,542,670	3,503,270	△ 5,045,940
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 1,542,670	3,503,270	△ 5,045,940
一般正味財産期首残高	5,793,892	2,290,622	3,503,270
一般正味財産期末残高	4,251,222	5,793,892	△ 1,542,670
[指定正味財産増減の部]			
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
正味財産期末残高	7,251,222	8,793,892	△ 1,542,670

## 正味財産増減計算書内訳表

1 頁

公益財団法人 国策研究会

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日 (単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
〔一般正味財産増減の部〕				
〔経常増減の部〕				
〔 経 常 収 益 〕				
【基本財産運用益】				
基本財産受取利息	0	937		937
【特定資産運用益】				
特定資産受取利息	143	36		179
【受 取 会 費】				
法 人 会 費	18,592,000	4,648,000		23,240,000
個 人 会 費	4,520,000	1,133,000		5,653,000
会 友 会 費	300,000	72,000		372,000
【諸会合会費】				
会員懇談会会費	2,711,700	1,807,800		4,519,500
【贊 助 金】				
名刺広告料	2,956,000	0		2,956,000
【受 取 寄 付 金】				
受 取 寄 付 金	6,400,000	1,600,000		8,000,000
【 雜 収 益 】				
雜 収 益	318,055	79,513		397,568
経 常 収 益 計	35,797,898	9,341,286		45,139,184
〔 経 常 費 用 〕				
【 事 業 費 】				
給 料 手 当	15,376,800	0		15,376,800
法 定 福 利 費	1,881,393	0		1,881,393
一 般 厚 生 費	24,000	0		24,000
会員懇談会会場費	3,132,628	0		3,132,628
講 師 謝 金	1,869,180	0		1,869,180
会員懇談会案内状発信費	922,949	0		922,949
会合資料作成費	123,893	0		123,893
そ の 他 会 合 雜 費	96,670	0		96,670
図 書 資 料 費	87,256	0		87,256
出版編集費(編集外部委託)	2,112,000	0		2,112,000
印 刷 製 本 費	3,072,300	0		3,072,300
原 稿 料 取 材 費	307,644	0		307,644
出 版 物 発 送 費	1,328,330	0		1,328,330
出録費(録音・テープ反訳料)	526,490	0		526,490
そ の 他 出 版 雜 費	39,812	0		39,812
通 勤 費	1,339,712	0		1,339,712
パ ソ コン 通 信 費	245,088	0		245,088
郵 便 料	49,578	0		49,578
電 話 料	90,277	0		90,277
事 務 用 品 費	108,584	0		108,584
光 熱 水 料 費	218,911	0		218,911
借 室 料	2,666,189	0		2,666,189
機 器 貸 借 料	2,009,616	0		2,009,616
払 返 料 負 担 費	69,271	0		69,271
【 管 理 費 】				
給 料 手 当	0	3,844,200		3,844,200
法 定 福 利 費	0	470,353		470,353
一 般 厚 生 費	0	6,000		6,000
交 際 費	0	90,778		90,778
会 議 費	0	152,975		152,975
会員懇談会会食費	0	1,847,979		1,847,979
会 勢 強 化 費	0	810,265		810,265

## 正味財産増減計算書内訳表

2 頁

公益財団法人 国策研究会

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日 (単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
交 通 費	0	1,610		1,610
通 勤 費	0	334,928		334,928
パソコン通信費	0	61,272		61,272
電 話 料	0	22,465		22,465
郵 便 料	0	12,718		12,718
事 務 用 品 費	0	27,148		27,148
光 熱 水 料 費	0	54,728		54,728
借 室 料	0	296,243		296,243
機 器 貸 借 料	0	502,395		502,395
払 入 料 負 担 費	0	17,421		17,421
雜 費	0	429,805		429,805
経 常 費 用 計	37,698,571	8,983,283		46,681,854
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,900,673	358,003		△ 1,542,670
当 期 経 常 増 減 額	△ 1,900,673	358,003		△ 1,542,670
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,900,673	358,003		△ 1,542,670
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 1,900,673	358,003		△ 1,542,670
一般正味財産期首残高	△ 31,857,579	37,651,471		5,793,892
一般正味財産期末残高	△ 33,758,252	38,009,474		4,251,222
〔指定正味財産増減の部〕				
指定正味財産期首残高	0	3,000,000		3,000,000
指定正味財産期末残高	0	3,000,000		3,000,000
正味財産期末残高	△ 33,758,252	41,009,474		7,251,222

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」（平成20年4月1日・平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）に従って作成している。

#### (2) 引当金の計上基準

退職給付引当金……職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	46,751,185	0	0	46,751,185
小 計	46,751,185	0	0	46,751,185
特定資産				
特定費用準備資金(次年度事業資金)	4,033,863	0	4,033,863	0
特定費用準備資金(事業安定化資金)	0	4,100,000	0	4,100,000
退職給付引当資産	9,091,327	179	0	9,091,506
小 計	13,125,190	4,100,179	4,033,863	13,191,506
合 計	59,876,375	4,100,179	4,033,863	59,942,691

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち基金に對応する額)	(うち負債に對応する額)
基本財産					
定期預金	46,751,185	(3,000,000)	(43,751,185)	(0)	(0)
小 計	46,751,185	(3,000,000)	(43,751,185)	(0)	(0)
特定資産					
特定費用準備資金(事業安定化資金)	4,100,000	0	4,100,000	0	0
退職給付引当資産	9,091,506	(0)	(0)	(0)	(9,091,506)
小 計	13,191,506	(0)	(0)	(0)	(9,091,506)
合 計	59,942,691	(3,000,000)	(47,851,185)	(0)	(9,091,506)

### 4. その他

#### (1) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引……リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要……確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

2. 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△ 50,830,900
② 会計基準変更時差異未処理額	0
③ 退職給付引当金 (①+②)	△ 50,830,900

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	0
② 会計基準変更時差異費用処理額	0
③ 退職給付費用 (①+②)	0

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産					
	定期預金	46,751,185	0	0	46,751,185
	基本財産計	46,751,185	0	0	46,751,185
特定資産					
	特定費用準備資金(次年度事業資金)	4,033,863	0	4,033,863	0
	特定費用準備資金(事業安定化資金)	0	4,100,000	0	4,100,000
	退職給付引当資産	9,091,327	179	0	9,091,506
	特定資産計	13,125,190	4,100,179	4033863	13,191,506

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	50,830,900	0	0	0	50,830,900

資才産目録

公益財団法人 国策研究会

令和4年3月31日現在 (単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
【 流動資産】				
現預	金	手許保管	運転資金	97,504
三菱UFJ銀行京橋支店 みずほ銀行銀座支店 三井住友銀行丸の内支店 三菱UFJ銀行京橋支店 三井住友銀行本店営業部 三菱UFJ信託銀行本店 ゆうちょ銀行本店	当座預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 振替貯金	定期預金 定期預金 定期預金 定期預金 定期預金 定期預金	運転資金 運転資金 運転資金 運転資金 運転資金 運転資金	520,595 209,102 1,495,389 6,852 431,035 10,110 511,776
	流动資産合計			3,282,363
【 固定資産】				
( 基本財産 )	三井住友信託本店営業部 三菱UFJ信託銀行本店 みずほ信託銀行本店	定期預金 定期預金 定期預金	法人の管理に使用している 法人の管理に使用している 法人の管理に使用している	36,123,541 5,105,166 5,522,478
基本財産合計				46,751,185
( 特定資産 )	特定費用準備資金(事業安定化資金) 退職給付引当資産	預金(当座・普通) 定期預金	事業安定化の為の資金として積み立てている 職員の退職金支払財源として積み立てている	4,100,000 9,091,506 13,191,506
特定資産合計				
(その他固定資産)	敷	山口銀行東京支店		1,009,920
その他固定資産合計	金			1,009,920
固定資産合計				60,952,611
資産合計				64,234,974
【 流動負債】	前受会費	次年度会員前受会費		5,825,000
流動負債合計	預り金			327,852
【 固定負債】	退職給付引当金	職員に係るもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	50,830,900
固定負債合計				50,830,900
負債合計				56,983,752
正味財産				7,251,222

## 監査報告書

令和4年5月27日

公益財団法人 国策研究会

理事長 土居 征夫 殿

監事 朝長英樹

監事 羽倉信明

私達は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの業務執行状況、

貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに関係諸帳票、証拠書類について監査

しました結果、適正かつ正確であることを認めます。

以上

令和4年度

決 算 書

公益財団法人 国策研究会

貸借対照表

公益財団法人 国策研究会

令和5年 3月31日現在 (単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
〔資産の部〕			
【流動資産】			
現 金 預 金	1,622,448	3,282,363	△ 1,659,915
流動資産合計	1,622,448	3,282,363	△ 1,659,915
【固定資産】			
(基本財産)			
定期預金	46,751,185	46,751,185	0
基本財産合計	46,751,185	46,751,185	0
(特定資産)			
特定費用準備資金(事業安定化資金)	3,000,000	4,100,000	△ 1,100,000
退職給付引当資産	9,091,685	9,091,506	179
特定資産合計	12,091,685	13,191,506	△ 1,099,821
(その他固定資産)			
敷 金	1,009,920	1,009,920	0
その他固定資産合計	1,009,920	1,009,920	0
固定資産合計	59,852,790	60,952,611	△ 1,099,821
資産合計	61,475,238	64,234,974	△ 2,759,736
〔負債の部〕			
【流動負債】			
前 受 会 費	3,965,000	5,825,000	△ 1,860,000
預 り 金	154,988	327,852	△ 172,864
流動負債合計	4,119,988	6,152,852	△ 2,032,864
【固定負債】			
退職給付引当金	50,830,900	50,830,900	0
固定負債合計	50,830,900	50,830,900	0
負債合計	54,950,888	56,983,752	△ 2,032,864
〔正味財産の部〕			
【指定正味財産】			
指定正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 3,000,000 )	( 3,000,000 )	( 0 )
【一般正味財産】			
その他一般正味財産	3,524,350	4,251,222	△ 726,872
一般正味財産合計	3,524,350	4,251,222	△ 726,872
(うち基本財産への充当額)	( 43,751,185 )	( 43,751,185 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 12,091,685 )	( 13,191,506 )	(△ 1,099,821)
正味財産合計	6,524,350	7,251,222	△ 726,872
負債及び正味財産合計	61,475,238	64,234,974	△ 2,759,736

## 正味財産増減計算書

1 頁

公益財団法人 国策研究会

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日 (単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
〔一般正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔 経 常 収 益 〕			
【基本財産運用益】			
基本財産受取利息	930	937	△ 7
【特定資産運用益】			
特定資産受取利息	179	179	0
【受 取 会 費 】			
法 人 会 費	23,445,000	23,240,000	205,000
個 人 会 費	6,880,000	5,653,000	1,227,000
会 友 会 費	525,000	372,000	153,000
【諸 会 合 会 費 】			
会 員 懇 談 会 会 費	6,187,000	4,519,500	1,667,500
懇 親 会 会 費	1,620,000	0	1,620,000
【贊 助 金 】			
名 刺 広 告 料	2,965,000	2,956,000	9,000
【受 取 寄 付 金 】			
受 取 寄 付 金	3,480,000	8,000,000	△ 4,520,000
【 雑 収 益 】			
雑 収 益	354,032	397,568	△ 43,536
経 常 収 益 計	45,457,141	45,139,184	317,957
〔 経 常 費 用 〕			
【事 業 費 】			
給 料 手 当	14,223,720	15,376,800	△ 1,153,080
法 定 福 利 費	1,736,973	1,881,393	△ 144,420
一 般 厚 生 費	32,000	24,000	8,000
会 員 懇 談 会 会 場 費	3,021,595	3,132,628	△ 111,033
講 師 謝 金	1,781,920	1,869,180	△ 87,260
会 員 懇 談 会 案 内 状 発 信 費	924,507	922,949	1,558
会 合 資 料 作 成 費	193,316	123,893	69,423
そ の 他 会 合 雜 費	245,150	96,670	148,480
図 書 資 料 費	84,474	87,256	△ 2,782
研 究 会 費	44,520	0	44,520
出 版 編 集 費 (編 集 外 部 委 託)	1,936,000	2,112,000	△ 176,000
印 刷 製 本 費	2,898,445	3,072,300	△ 173,855
原 稿 料 取 材 費	464,877	307,644	157,233
出 版 物 発 送 費	1,247,250	1,328,330	△ 81,080
出 錄 費 (録 音 ・ テ ブ パ ン フ ラ ン フ ラ ン)	526,185	526,490	△ 305
そ の 他 出 版 雜 費	43,227	39,812	3,415
通 勤 費	1,259,432	1,339,712	△ 80,280
パ ソ コ ン 通 信 費	185,856	245,088	△ 59,232
郵 便 費	79,232	49,578	29,654
電 話 費	88,285	90,277	△ 1,992
事 務 用 品 費	85,880	108,584	△ 22,704
光 熱 水 料 費	257,034	218,911	38,123
借 室 料 費	2,499,550	2,666,189	△ 166,639
機 器 貸 借 料 費	1,793,318	2,009,616	△ 216,298
払 込 料 負 担 費	68,649	69,271	△ 622
【管 理 費 】			
給 料 手 当	3,555,930	3,844,200	△ 288,270
法 定 福 利 費	434,238	470,353	△ 36,115
一 般 厚 生 費	8,000	6,000	2,000
交 国 際 交 流 費	202,829	90,778	112,051
会 議 費	23,340	0	23,340
会 員 懇 談 会 食 費	88,571	152,975	△ 64,404
懇 親 会 食 費	2,552,770	1,847,979	704,791
	1,101,626	0	1,101,626

## 正味財産増減計算書

2 頁

公益財団法人 国策研究会

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日 (単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
懇親会案内状発信費	132,400	0	132,400
会 勢 強 化 費	721,140	810,265	△ 89,125
交 通 費	0	1,610	△ 1,610
通 勤 費	314,858	334,928	△ 20,070
パ ソ コ ン 通 信 費	46,464	61,272	△ 14,808
電 話 料	22,073	22,465	△ 392
郵 便 料	19,928	12,718	7,210
事 務 用 品 費	21,469	27,148	△ 5,679
光 熱 水 料 費	64,259	54,728	9,531
借 室 料	277,730	296,243	△ 18,513
機 器 貸 借 料	448,324	502,395	△ 54,071
払 込 料 負 担 費	17,715	17,421	294
雜 費	408,954	429,805	△ 20,851
経 常 費 用 計	46,184,013	46,681,854	△ 497,841
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 726,872	△ 1,542,670	815,798
当 期 経 常 増 減 額	△ 726,872	△ 1,542,670	815,798
税引前当期一般正味財産増減額	△ 726,872	△ 1,542,670	815,798
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 726,872	△ 1,542,670	815,798
一般正味財産期首残高	4,251,222	5,793,892	△ 1,542,670
一般正味財産期末残高	3,524,350	4,251,222	△ 726,872
[指定正味財産増減の部]			
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
正味財産期末残高	6,524,350	7,251,222	△ 726,872

## 正味財産増減計算書内訳表

1 頁

公益財団法人 国策研究会

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日 (単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
〔一般正味財産増減の部〕				
〔経常増減の部〕				
〔 経 常 収 益 〕				
【基本財産運用益】				
基本財産受取利息	0	930		930
【特定資産運用益】				
特定資産受取利息	143	36		179
【受 取 会 費 】				
法 人 会 費	18,756,000	4,689,000		23,445,000
個 人 会 費	5,504,000	1,376,000		6,880,000
会 友 会 費	420,000	105,000		525,000
【諸会合会費】				
会員懇談会会費	3,712,200	2,474,800		6,187,000
懇 親 会 会 費	0	1,620,000		1,620,000
【贊 助 金 】				
名 刺 広 告 料	2,965,000	0		2,965,000
【受 取 寄 付 金 】				
受 取 寄 付 金	2,784,000	696,000		3,480,000
【 雑 収 益 】				
雑 収 益	283,226	70,806		354,032
経 常 収 益 計	34,424,569	11,032,572		45,457,141
〔 経 常 費 用 〕				
【 事 業 費 】				
給 料 手 当	14,223,720	0		14,223,720
法 定 福 利 費	1,736,973	0		1,736,973
一 般 厚 生 費	32,000	0		32,000
会員懇談会会場費	3,021,595	0		3,021,595
講 師 謝 金	1,781,920	0		1,781,920
会員懇談会案内状発信費	924,507	0		924,507
会合資料作成費	193,316	0		193,316
そ の 他 会 合 雑 費	245,150	0		245,150
図 書 資 料 費	84,474	0		84,474
研 究 会 費	44,520	0		44,520
出版編集費(編集外部委託)	1,936,000	0		1,936,000
印 刷 製 本 費	2,898,445	0		2,898,445
原 稿 料 取 材 費	464,877	0		464,877
出 版 物 発 送 費	1,247,250	0		1,247,250
出 錄 費(録音・テープ反訳料)	526,185	0		526,185
そ の 他 出 版 雑 費	43,227	0		43,227
通 勤 費	1,259,432	0		1,259,432
パ ソ コン 通 信 費	185,856	0		185,856
郵 便 料	79,232	0		79,232
電 話 料	88,285	0		88,285
事 務 用 品 費	85,880	0		85,880
光 熱 水 料 費	257,034	0		257,034
借 室 料	2,499,550	0		2,499,550
機 器 貸 借 料	1,793,318	0		1,793,318
払 返 料 負 担 費	68,649	0		68,649
【 管 理 費 】				
給 料 手 当	0	3,555,930		3,555,930
法 定 福 利 費	0	434,238		434,238
一 般 厚 生 費	0	8,000		8,000
交 際 費	0	202,829		202,829
国 際 交 流 費	0	23,340		23,340

## 正味財産増減計算書内訳表

2 頁

公益財団法人 国策研究会

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日 (単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
会 議 費	0	88,571		88,571
会員懇談会会食費	0	2,552,770		2,552,770
懇親会会食費	0	1,101,626		1,101,626
懇親会案内状発信費	0	132,400		132,400
会 勢 強 化 費	0	721,140		721,140
通 勤 費	0	314,858		314,858
パソコントラベル費	0	46,464		46,464
電 話 料	0	22,073		22,073
郵 便 料	0	19,928		19,928
事 務 用 品 費	0	21,469		21,469
光 熱 水 料 費	0	64,259		64,259
借 室 料	0	277,730		277,730
機 器 貸 借 料	0	448,324		448,324
払 返 料 負 担 費	0	17,715		17,715
雜 費	0	408,954		408,954
経 常 費 用 計	35,721,395	10,462,618		46,184,013
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,296,826	569,954		△ 726,872
当 期 経 常 増 減 額	△ 1,296,826	569,954		△ 726,872
〔他会計振替額〕	1,622,448	△ 1,622,448		0
税引前当期一般正味財産増減額	325,622	△ 1,052,494		△ 726,872
当期一般正味財産増減額	325,622	△ 1,052,494		△ 726,872
一般正味財産期首残高	△ 33,758,252	38,009,474		4,251,222
一般正味財産期末残高	△ 33,432,630	36,956,980		3,524,350
〔指定正味財産増減の部〕				
指定正味財産期首残高	0	3,000,000		3,000,000
指定正味財産期末残高	0	3,000,000		3,000,000
正味財産期末残高	△ 33,432,630	39,956,980		6,524,350

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」（平成20年4月1日・平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）に従って作成している。

#### (2) 引当金の計上基準

退職給付引当金……職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	46,751,185	0	0	46,751,185
小 計	46,751,185	0	0	46,751,185
特定資産				
特定費用準備資金(事業安定化資金)	4,100,000	0	1,100,000	3,000,000
退職給付引当資産	9,091,506	179	0	9,091,685
小 計	13,191,506	179	1,100,000	12,091,685
合 計	59,942,691	179	1,100,000	58,842,870

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち基金に對応する額)	(うち負債に對応する額)
基本財産					
定期預金	46,751,185	(3,000,000)	(43,751,185)	(0)	(0)
小 計	46,751,185	(3,000,000)	(43,751,185)	(0)	(0)
特定資産					
特定費用準備資金(事業安定化資金)	3,000,000	0	3,000,000	0	0
退職給付引当資産	9,091,685	(0)	(0)	(0)	(9,091,685)
小 計	12,091,685	(0)	(0)	(0)	(9,091,685)
合 計	58,842,870	(3,000,000)	(47,851,185)	(0)	(9,091,685)

### 4. その他

#### (1) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引……リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要……確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

2. 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△ 50,830,900
② 会計基準変更時差異未処理額	0
③ 退職給付引当金 (①+②)	△ 50,830,900

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	0
② 会計基準変更時差異費用処理額	0
③ 退職給付費用 (①+②)	0

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産					
	定期預金	46,751,185	0	0	46,751,185
	基本財産計	46,751,185	0	0	46,751,185
特定資産					
	特定費用準備資金(事業安定化資金)	4,100,000	0	1,100,000	3,000,000
	退職給付引当資産	9,091,506	179	0	9,091,685
	特定資産計	13,191,506	179	1,100,000	12,091,685

### 2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	50,830,900	0	0	0	50,830,900

財產目錄

公 益 財 团 法 人 國 簽 研 研 會

令和5年3月31日現在 (単位: 田)

【 流 動 資 産 】		貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
現 預	金 金	手許保管	運転資金				
三井UFJ銀行京橋支店 みずほ銀行銀座支店 三井住友銀行丸の内支店 三井UFJ銀行京橋支店 三井住友信託本店営業部 三井UFJ信託銀行本店 ゆうちょ銀行本店	当座預金 当座預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 振替手金	当座預金 当座預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 運転資金	運転資金 運転資金 運転資金 運転資金 運転資金 運転資金 運転資金	178,140			
				429,006		429,006	
				1,622,448		1,622,448	
【 固 定 資 産 】							
( 基 本 財 産 )							
		定期預金	定期預金	36,123,541			
( 基 本 財 産 )		定期預金	定期預金	5,105,166			
		定期預金	定期預金	5,522,478			
( 特 定 資 産 )							
		預金(当座・普通)	預金(当座・普通)	3,000,000			
( 特 定 資 産 )		定期預金	定期預金	9,091,685			
		定期預金	定期預金	12,091,685			
( そ の 他 固 定 資 産 )							
		定期預金	定期預金	1,009,920			
固 定 資 産 合 計							
		定期預金	定期預金	1,009,920			
【 流 動 負 債 】		前 受 会 費		次年度会員前受会費 源泉徴収税、市区町村民税			
【 固 定 負 債 】		預 金					
固 定 負 債 合 計							
【 流 動 負 債 】		退職給付引当金		職員に係るもの 職員に対する退職金の支払いに備えたもの			
固 定 負 債 合 計							
負 債 合 計				4,119,988			
正 味 財 産				3,965,000 154,988			
				50,830,900 54,950,888			
				6,524,350			

## 監査報告書

令和5年5月26日

公益財団法人 国策研究会

理事長 土居 征夫 殿

監事 朝長英樹

監事 羽倉信明

私達は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの業務執行状況、

貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに関係諸帳票、証拠書類について監査

しました結果、適正かつ正確であることを認めます。

以上

令和 5 年度

決 算 書

公益財団法人 国策研究会

貸借対照表  
令和 6年 3月31日現在

公益財団法人 国策研究会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	1,742,806	1,622,448	120,358
流動資産合計	1,742,806	1,622,448	120,358
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	46,751,185	46,751,185	0
基本財産合計	46,751,185	46,751,185	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	9,091,864	9,091,685	179
特費準備資金(事業安定化資金)	1,000,000	3,000,000	△ 2,000,000
特定資産合計	10,091,864	12,091,685	△ 1,999,821
(3) その他固定資産			
敷金	1,009,920	1,009,920	0
その他固定資産合計	1,009,920	1,009,920	0
固定資産合計	57,852,969	59,852,790	△ 1,999,821
資産合計	59,595,775	61,475,238	△ 1,879,463
<b>II 債権の部</b>			
1. 流動負債			
〔預り金〕	271,584	154,988	116,596
社会保険料	135,558	0	135,558
源泉課税	66,326	84,588	△ 18,262
市町村民税	69,700	70,400	△ 700
〔前受会費〕	4,280,000	3,965,000	315,000
法人会費	3,150,000	2,650,000	500,000
個人会費	1,130,000	1,300,000	△ 170,000
会友会費	0	15,000	△ 15,000
流動負債合計	4,551,584	4,119,988	431,596
2. 固定負債			
退職給付引当金	50,830,900	50,830,900	0
固定負債合計	50,830,900	50,830,900	0
負債合計	55,382,484	54,950,888	431,596
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 3,000,000)	( 3,000,000)	( 0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	1,213,291	3,524,350	△ 2,311,059
(うち特定資産への充当額)	( 43,751,185)	( 43,751,185)	( 0)
正味財産合計	( 10,091,864)	( 12,091,685)	(△ 1,999,821)
負債及び正味財産合計	4,213,291	6,524,350	△ 2,311,059
	59,595,775	61,475,238	△ 1,879,463

# 正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

公益財団法人 国策研究会

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【基本財産運用益】	[ 931]	[ 930]	[ 1]
基本財産受取利息	931	930	1
【特定資産運用益】	[ 179]	[ 179]	[ 0]
退職給付引当資産受取利息	179	179	0
【受取会費】	[ 29,695,000]	[ 30,850,000]	[△ 1,155,000]
法人会費	22,505,000	23,445,000	△ 940,000
個人会費	6,635,000	6,880,000	△ 245,000
会友会費	555,000	525,000	30,000
【諸会合会費】	[ 7,266,000]	[ 7,807,000]	[△ 541,000]
会員懇談会会費	5,526,000	6,187,000	△ 661,000
懇親会会費	1,740,000	1,620,000	120,000
【賛助金】	[ 3,140,000]	[ 2,965,000]	[ 175,000]
名刺広告料	3,030,000	2,965,000	65,000
一般広告料	110,000	0	110,000
【受取寄付金】	[ 10,000]	[ 3,480,000]	[△ 3,470,000]
受取寄付金	10,000	3,480,000	△ 3,470,000
【雑収益】	[ 436,496]	[ 354,032]	[ 82,464]
雑収益	436,496	354,032	82,464
経常収益計	40,548,606	45,457,141	△ 4,908,535
(2) 経常費用			
【事業費】			
【人件費】	[ 33,025,469]	[ 35,721,395]	[△ 2,695,926]
給料手当	( 15,358,449)	( 15,992,693)	(△ 634,244)
法定福利費	13,876,800	14,223,720	△ 346,920
一般厚生費	1,449,649	1,736,973	△ 287,324
32,000	32,000	0	0
【事業経費】	( 17,667,020)	( 19,728,702)	(△ 2,061,682)
会員懇談会会場費	2,037,542	3,021,595	△ 984,053
講師謝金	1,724,714	1,781,920	△ 57,206
会員懇談会案内状発信費	802,435	924,507	△ 122,072
会合資料作成費	162,025	193,316	△ 31,291
その他会合雑費	116,394	245,150	△ 128,756
図書資料費	20,060	84,474	△ 64,414
研究会費	150,000	44,520	105,480
出版編集費(編集外部委託)	1,936,000	1,936,000	0
印刷製本費	2,888,160	2,898,445	△ 10,285
原稿料取材費	175,644	464,877	△ 289,233
出版物発送費	1,007,675	1,247,250	△ 239,575
出録費(録音・テープ・反訳料)	475,695	526,185	△ 50,490
その他出版雑費	41,165	43,227	△ 2,062
パソコン通信費	232,371	185,856	46,515
電話料	86,925	88,285	△ 1,360
郵便料	60,324	79,232	△ 18,908
通勤費	1,138,504	1,259,432	△ 120,928
事務用品	99,121	85,880	13,241
借室料	2,499,551	2,499,550	1
光熱費	271,277	257,034	14,243
機器賃借料	1,676,741	1,793,318	△ 116,577
払込料負担費	64,697	68,649	△ 3,952

科 目	当年度	前年度	増 減
【管理費】	[ 9,834,196]	[ 10,462,618]	[△ 628,422]
〔人件費〕	( 3,839,607)	( 3,998,168)	(△ 158,561)
紙料手当	3,469,200	3,555,930	△ 86,730
法定福利費	362,407	434,238	△ 71,831
一般厚生費	8,000	8,000	0
〔その他管理費〕	( 5,994,589)	( 6,464,450)	(△ 469,861)
通勤費	284,626	314,858	△ 30,232
パソコン通信費	59,811	46,464	13,347
電話料	21,731	22,073	△ 342
郵便料	15,079	19,928	△ 4,849
事務用品	24,870	21,469	3,401
借室料	277,729	277,730	△ 1
光熱費	67,823	64,259	3,564
機器販借料	417,464	448,324	△ 30,860
会議費	71,620	88,571	△ 16,951
会員懇談会会食費	2,387,129	2,552,770	△ 165,641
懇親会会食費	1,120,196	1,101,626	18,570
懇親会案内状発信費	78,156	87,422	△ 9,266
その他懇親会雑費	20,256	44,978	△ 24,722
会勢強化費	651,088	721,140	△ 70,052
交際費	157,183	202,829	△ 45,646
国際交流費	5,350	23,340	△ 17,990
払込料負担費	16,165	17,715	△ 1,550
雜費	318,313	408,954	△ 90,641
経常費用計	42,859,665	46,184,013	△ 3,324,348
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,311,059	△ 726,872	△ 1,584,187
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,311,059	△ 726,872	△ 1,584,187
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,311,059	△ 726,872	△ 1,584,187
一般正味財産期首残高	3,524,350	4,251,222	△ 726,872
一般正味財産期末残高	1,213,291	3,524,350	△ 2,311,059
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	4,213,291	6,524,350	△ 2,311,059

# 正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

公益財団法人 国策研究会

(単位 : 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	合計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
【基本財産運用益】	[ 0]	[ 93]		[ 93]
基本財産受取利息	0	931		931
【特定資産運用益】	[ 143]	[ 36]		[ 179]
退職給付引当資産受取利息	143	36		179
【受取会費】	[ 23,756,000]	[ 5,939,000]		[ 29,695,000]
法人会費	18,012,000	4,493,000		22,505,000
個人会費	5,300,000	1,335,000		6,635,000
会友会費	444,000	111,000		555,000
【諸会合会費】	[ 3,315,600]	[ 3,950,400]		[ 7,266,000]
会員懇談会会費	3,315,600	2,210,400		5,526,000
懇親会会費	0	1,740,000		1,740,000
【賛助金】	[ 3,140,000]	[ 0]		[ 3,140,000]
名刺広告料	3,030,000	0		3,030,000
一般広告料	110,000	0		110,000
【受取寄付金】	[ 8,000]	[ 2,000]		[ 10,000]
受取寄付金	8,000	2,000		10,000
【雑収益】	[ 349,197]	[ 87,299]		[ 436,496]
雑収益	349,197	87,299		436,496
経常収益計	30,568,940	9,979,666		40,548,606
(2) 経常費用				
【事業費】	[ 33,025,469]	[ 0]		[ 33,025,469]
〔人件費〕	( 15,358,449)	( 0)		( 15,358,449)
給料手当	13,876,800	0		13,876,800
法定福利費	1,449,649	0		1,449,649
一般厚生費	32,000	0		32,000
〔事業経費〕	( 17,667,020)	( 0)		( 17,667,020)
会員懇談会会場費	2,037,542	0		2,037,542
講師謝金	1,724,714	0		1,724,714
会員懇談会案内状発信費	802,435	0		802,435
会合資料作成費	162,025	0		162,025
その他会合雑費	116,394	0		116,394
図書資料費	20,060	0		20,060
研究会費	150,000	0		150,000
出版編集費(編集外部委託)	1,936,000	0		1,936,000
印刷製本費	2,888,160	0		2,888,160
原稿料取材費	175,644	0		175,644
出版物発送費	1,007,675	0		1,007,675
出録費(録音・テープ 反訳料)	475,695	0		475,695
その他出版雑費	41,165	0		41,165
パソコン通信費	232,371	0		232,371
電話料	86,925	0		86,925
郵便料	60,324	0		60,324
通勤費	1,138,504	0		1,138,504
事務用品	99,121	0		99,121
借室料	2,499,551	0		2,499,551
光熱費	271,277	0		271,277
機器賃借料	1,676,741	0		1,676,741
払込料負担費	64,697	0		64,697

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	合計
【管理費】	[ 0 ]	[ 9,834,196 ]		[ 9,834,196 ]
〔人件費〕	( 0 )	( 3,839,607 )		( 3,839,607 )
給料手当	0	3,469,200		3,469,200
法定福利費	0	362,407		362,407
一般厚生費	0	8,000		8,000
〔その他管理費〕	( 0 )	( 5,994,589 )		( 5,994,589 )
通勤費	0	284,626		284,626
パソコン通信費	0	59,811		59,811
電話料	0	21,731		21,731
郵便料	0	15,079		15,079
事務用品	0	24,870		24,870
借室料	0	277,729		277,729
光熱費	0	67,823		67,823
機器賃借料	0	417,464		417,464
会議費	0	71,620		71,620
会員懇談会会食費	0	2,387,129		2,387,129
懇親会会食費	0	1,120,196		1,120,196
懇親会案内状発信費	0	78,156		78,156
その他懇親会雜費	0	20,256		20,256
会勢強化費	0	651,088		651,088
交際費	0	157,183		157,183
国際交流費	0	5,350		5,350
払込料負担費	0	16,165		16,165
雜費	0	318,313		318,313
経常費用計	33,025,469	9,834,196		42,859,665
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,456,529	145,470		△ 2,311,059
評価損益等計	0	0		0
当期経常増減額	△ 2,456,529	145,470		△ 2,311,059
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 2,456,529	145,470		△ 2,311,059
他会計振替額	[ 586,152 ]	[ △ 586,152 ]	[ 0 ]	
当期一般正味財産増減額	△ 1,870,377	△ 440,682		△ 2,311,059
一般正味財産期首残高	△ 33,432,630	36,956,980		3,524,350
一般正味財産期末残高	△ 35,303,007	36,516,298		1,213,291
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	3,000,000		3,000,000
指定正味財産期末残高	0	3,000,000		3,000,000
III 正味財産期末残高	△ 35,303,007	39,516,298		4,213,291

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」（平成20年4月1日・平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）に従って作成している。

### (2) 引当金の計上基準

退職給付引当金……職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	46,751,185	0	0	46,751,185
小 計	46,751,185	0	0	46,751,185
特定資産				
特定費用準備資金(事業安定化資金)	3,000,000	0	2,000,000	1,000,000
退職給付引当資産	9,091,685	179	0	9,091,864
小 計	12,091,685	179	2,000,000	10,091,864
合 計	58,842,870	179	2,000,000	56,843,049

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち基金に 対応する額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産					
定期預金	46,751,185	(3,000,000)	(43,751,185)	(0)	(0)
小 計	46,751,185	(3,000,000)	(43,751,185)	(0)	(0)
特定資産					
特定費用準備資金(事業安定化資金)	1,000,000	0	1,000,000	0	0
退職給付引当資産	9,091,864	(0)	(0)	(0)	(9,091,864)
小 計	10,091,864	(0)	(0)	(0)	(9,091,864)
合 計	56,843,049	(3,000,000)	(47,851,185)	(0)	(9,091,864)

### 4. その他

#### (1) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引……リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要……確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

2. 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△ 50,830,900
② 会計基準変更時差異未処理額	0
③ 退職給付引当金 (①+②)	△ 50,830,900

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	0
② 会計基準変更時差異費用処理額	0
③ 退職給付費用 (①+②)	0

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	46,751,185	0	0	46,751,185
	基本財産計	46,751,185	0	0	46,751,185
特定資産	特定費用準備資金(事業安定化資金)	3,000,000	0	2,000,000	1,000,000
	退職給付引当資産	9,091,685	179	0	9,091,864
	特定資産計	12,091,685	179	2,000,000	1,091,864

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	50,830,900	0	0	0	50,830,900

# 財産目録

令和 6年 3月31日現在

公益財団法人 国策研究会

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金	1,104,630
	預金	三菱UFJ銀行京橋支店	運転資金	113,551
		みずほ銀行銀座支店	運転資金	191,821
		三井住友銀行丸の内支店	運転資金	69,697
		三菱UFJ銀行京橋支店	運転資金	6,852
		三井住友信託本店営業部	運転資金	2,040
		三菱UFJ信託銀行本店	運転資金	10,310
		ゆうちょ銀行本店	運転資金	243,905
流動資産合計				1,742,806
(固定資産)				
基本財産				
	定期預金			46,751,185
	定期預金	三井住友信託銀行本店	法人の管理に使用している	36,123,541
	定期預金	三菱UFJ信託銀行本店	法人の管理に使用している	5,105,166
	定期預金	みずほ信託銀行本店	法人の管理に使用している	2,522,478
	定期預金 (指定)	みずほ信託銀行本店	法人の管理に使用している	3,000,000
特定資産				
	退職給付引当資産	山口銀行東京支店	職員の退職金支払財源として積み立てている	9,091,864
	特費準備資金(事業)	みずほ銀行銀座支店 他1行	事業安定化の為の資金として積み立てている	1,000,000
その他固定資産	敷金			1,009,920
固定資産合計				57,852,969
資産合計				59,595,775
(流動負債)				
	前受会費 (法人)		次年度会員会費	3,150,000
	前受会費 (個人)		次年度会員会費	1,130,000
	預り金		社会保険料	135,558
	預り金		源泉課税	66,326
			給与所得分	57,230
	預り金		報酬料金分	9,096
			市区町村民税	69,700
流動負債合計				4,551,584
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に係わるもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	50,830,900
固定負債合計				50,830,900
負債合計				55,382,484
正味財産				4,213,291

## 監査報告書

令和6年5月23日

公益財団法人 国策研究会  
理事長 土居 征夫 殿

監事 朝長英樹

監事 羽倉信明

私達は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの業務執行状況、

貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに関係諸帳票、証拠書類について監査  
しました結果、適正かつ正確であることを認めます。

以上

## 2021 正味財産増減計算書

--

1. 収支増減	2021年度
(収入計)	4,744,503
法人会費	1,000,000
個人会費	170,000
寄付金	1,000,000
事業収入	2,504,700
自啓共創塾会費	1,969,000
書籍代	386,700
栃木五感塾	149,000
解約精算（三井不動産）	69,788
利息	15
(支出計)	6,525,022
事務費	138,778
消耗品費	710
賃借料	1,144,793
人件費	1,682,640
通信費	229,503
会議費	4,122
交通費	2,920
光熱水道費	13,564
印刷費（コピー代）	47,317
書籍製作費	2,592,755
書籍保管料	55,000
諸会費	49,275
サイト運営費	55,068
自啓共創塾経費	374,170
栃木五感塾経費	134,407
交際費	0
減価償却費	0
差引収支	(1,780,519)
2. 正味財産増減	
当期収支	(1,780,519)
準備基金(法人化前の現金預金)	209,515
3. 期末正味財産	(1,571,004)

## 2021 貸借対照表

(単位：円)

科目	2021年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	327,512
流動資産合計	327,512
2. 固定資産	
敷金	965,899
固定資産合計	965,899
資産合計	1,293,411
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	0
2. 固定負債	
借入金	2,965,899
固定負債合計	2,965,899
負債合計	2,965,899
III 正味財産の部	
1. 正味財産	327,512
負債及び正味財産合計	1,293,411

## 2022 正味財産増減計算書

資料一 4

1. 収支増減	2022年度
(収入計)	5,678,209
法人会費	1,000,000
個人会費	170,000
寄付金	1,000,000
事業収入	3,506,030
(自啓共創塾会費)	3,018,500
(相馬五感塾)	224,000
(グレンコ氏講演会)	133,010
(開成町五感塾)	45,000
(書籍代)	38,000
(書籍印税) 未収	47,520
雑収入	2,160
利息	19
(支出計)	5,568,307
借室料	1,067,154
人件費	722,640
自啓共創塾	2,071,224
相馬五感塾	267,663
グレンコ氏講演会	103,015
開成町五感塾	65,924
通信費	24,385
印刷費	431
HP更新費	14,400
諸会費	29,665
文具代	3,410
書籍発送料・保管料 (未払い)	184,720
書籍代	1,013,676
減価償却費	0
	0
差引収支	109,902
2. 正味財産増減	
当期収支	109,902
正味財産	101,564
3. 期末正味財産	211,466

## 2023 正味財産増減計算書

資料一 4

1. 収支増減	2023年度
(収入計)	3,165,172
個人会費	170,000
事業収入	2,895,145
(自啓共創塾会費)	2,194,500
(小田原五感塾)	188,000
(日本再生てらこや)	461,125
(書籍代)	4,000
(書籍印税) 未収	47,520
雑収入	100,000
利息	27
(支出計)	3,076,498
借室料	89,430
人件費	723,080
自啓共創塾	1,215,173
小田原五感塾	146,912
日本再生てらこや	441,015
運送費	77,750
通信費	370
印刷費	719
交通費	700
諸会費	106,459
文具代	7,170
書籍発送料・保管料 (未払い)	267,720
差引収支	88,674
2. 正味財産増減	
当期収支	88,674
正味財産	3,298,564
3. 期末正味財産	3,387,238

## 2022 貸借対照表

資料－5

(単位：円)

科目	2022年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	1,780,238
書籍	568,428
書籍印税（未収）	47,520
流動資産合計	2,396,186
2. 固定資産	
敷金	965,899
固定資産合計	965,899
資産合計	3,362,085
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金（書籍発送・保管料）	184,720
流動負債合計	184,720
2. 固定負債	
借入金	2,965,899
固定負債合計	2,965,899
負債合計	3,150,619
III 正味財産の部	
1. 期末正味財産	211,466
負債及び正味財産合計	3,362,085

## 2023 貸借対照表

資料－5

(単位：円)

科目	2023年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	3,073,123
書籍	534,315
未収入金（書籍印税）	47,520
流動資産合計	3,654,958
資産合計	3,654,958
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金（書籍発送・保管料）	267,720
流動負債合計	267,720
2. 固定負債	
借入金	0
固定負債合計	0
負債合計	267,720
III 正味財産の部	
1. 期末正味財産	3,387,238
負債及び正味財産合計	3,654,958